

(様式2)

事 業 計 画 書

(神奈川県ライトセンター)

団体名	にっぽんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社				
所在地	〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3	電話番号	03-3438-1311		
代表者	社長 近衛 忠輝	FAX	03-3435-8509		
応募に関する担当連絡先					
氏名	増田 良一	部署・職名	神奈川県ライトセンター・所長		
電話番号	045-364-0023	FAX	045-364-0027	メールアドレス	mail@kanagawalc.org

【記載要領】

- 各項目ごとに、※の内容を踏まえ、指定管理者としての特色ある取組み（セールスポイント）がわかるように記載してください。
- 「神奈川県ライトセンターの維持管理および運営等に関する業務の基準」等を熟読し、本県が求める業務基準の内容について十分把握のうえ、ご記載ください。
- 記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。
- 別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。
(記載例：別紙1のとおり)

目 次

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について	1
(1)管理運営方針	1
1. 神奈川県ライトセンター運営にあたっての基本的な考え方	1
2. 視覚障害者福祉に関する理念	2
3. 視覚障害者福祉を支えるボランティアとの協同	2
(2)委託の考え方	3
2 施設の維持管理について	4
(1)施設の適正な維持管理	4
1. 建物・設備の管理について	4
2. 修繕について	5
3. 財産・物品の管理について	5
4. 経理事務について	5
3 利用者への対応について	6
(1)利用促進のための取組み	6
1. 利便性および魅力アップの取組み	6
2. 広報・PR活動の取組み	8
(2)苦情・要望等への対応	10
1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映	10
(3)利用者サービスの取組み	13
ア 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務	13
1. ライトセンター利用者への点字刊行物等の提供	13
2. IT化への積極的な対応	15
3. 個別の点字・録音サービス(プライベートサービス)の実施	16
イ 視覚障害者に対する各種の指導、訓練等を行う業務	17
1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組み	17
2. 視覚障害乳幼児指導および保護者の指導	19
ウ 視覚障害者に対するスポーツ活動の振興を行う業務	21
1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮	21
2. 地域でのスポーツ活動への支援	24
3. 視覚障害者団体等の活動への支援	24
エ 視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者の養成等業務	25
1. ボランティアについての考え方	25
2. ボランティアの養成について	25
3. ボランティアのスキルアップについて	29
4. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一体となった事業展開	31

オ 視覚障害者への情報提供および普及啓発を行う業務	32
1. 視覚障害者への情報提供の取組み	32
2. 地域における普及啓発活動への取組み	33
カ 地域活動支援への取組み状況について	36
1. 関係機関と連携した、地域活動支援事業の推進	36
2. 地域における視覚障害援助ボランティア活動の支援	37
キ 新たな発想に基づく事業提案	38
1. 視覚障害者支援に向けた積極的な事業展開	38
4 安全管理について	41
(1)日常時の安全管理	41
1. 利用者の怪我等の事故防止策	41
2. 防犯・防災に向けた取組み	42
3・安全対策を補完するための保険の加入	42
(2)緊急時の対応	43
1. 事故発生時の対応	43
2. 災害発生時の対応	43
5 その他	45
(1)関係団体等との連携	45
1. 他の視覚障害者関係施設との連携	45
2. 周辺地域との交流	45

II 管理経費の節減について

1. 質の高い利用者サービスを確保するための創意工夫	46
2. 業務の効率化と経費節減の創意工夫	47

III 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力について	49
(1)執行体制	49
1. 質の高さと効率性を両立させる人員配置	49
2. 障害者雇用および協同のしくみづくり	52
(2)人材育成等	53
1. 視覚障害施設職員としての専門的資質の向上	53
2. 福祉サービス従事者に必要な資質の向上	55
3. 人事考課制度の活用	55
4. 自己啓発支援制度の充実	55
5. 障害者福祉サービス従事者にふさわしい人材の採用	55

2 法令等を遵守する能力について	57
(1)指定管理業務を行う際の環境への配慮	57
1. 環境に配慮した取組み	57
2. エネルギー消費量の削減に向けた取組み	57
(2)個人情報保護の考え方	58
1. 個人情報保護および情報セキュリティへの取組み	58
2. 個人情報保護および情報セキュリティに関する体制	59
3 その他	60
(1)これまでの実績	60
(2)法人独自の取組み	62
1. スケールメリットを生かした普及啓発活動	62
2. 視覚障害援助のボランティア活動	62
4 別紙資料	63
平成 21 年度ライトセンター固定資産管理台帳(日赤備品一覧)	63
クラブ活動グループ一覧	65
神奈川県視覚障害援助関係ボランティアグループ一覧	66
主なライトセンター事業の推移	69
「神奈川県ライトセンター指定管理者」に関する関心表明書	

I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

(1)管理運営方針

施設の設置目的および役割である『無料で点字刊行物等を視覚障害者の利用に供し、および視覚障害者に対して各種の指導、訓練、スポーツ活動の振興等を行い、ならびに視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対してその活動のための便宜を供与し、もって視覚障害者の生活の充実および文化の向上ならびに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図る』を踏まえ、日本赤十字社(以下、当社という。)は、以下に述べる理念・方針で、神奈川県ライトセンター(以下、ライトセンターといふ。)の運営にあたります。

1. 神奈川県ライトセンター運営にあたっての基本的な考え方

当社は、赤十字の基本理念である『人道』に基づき視覚障害者の『尊厳を守る』ため全力を尽くします。そして、「視覚障害者の生活を豊かにする」というコンセプトのもと、次の7つの基本方針に沿って運営にあたります。

① 視覚障害者の声に対し常に耳を傾け信頼され喜ばれる施設を目指します

視覚障害を持つ職員をはじめ、意見箱やアンケート調査等を通じて、視覚障害者の声に常に耳を傾けます。さらに、各種関係団体や利用者モニター委員会の意見も併せてライトセンターの管理運営の改善にむすびつけ、公の施設の管理者として一部の利用者に偏ることなく、公平・平等の姿勢で信頼と満足度の向上に取組みます。

② 視覚障害者のニーズに対しタイムリーに情報提供サービスを行います

情報提供の量だけでなく質についても高いサービスを維持すると共に、時代が求める新たな方式による情報の提供をタイムリーに行います。また、情報提供の内容を従来の出版物の点字化や音声化に加えて、あらゆる視覚情報を利用者の認識できる手段へと変換し提供できるように取組みます。

③ 視覚障害者の役に立つ相談・訓練を行って社会参加を支援します

多様化するニーズに対応できるよう常に情報を収集すると共に、職員の機動的な配置等により、相談・訓練体制を強化し、視覚障害者の社会参加を支援します。

④ 視覚障害者が安全に継続してスポーツを楽しめるように支援します

視覚障害者スポーツとして定着している種目を更に活性化させると共に、常に新しいスポーツの開拓を心がけ、工夫した上で普及、振興に努めます。また、施設の維持管理を徹底すると共に、全ての職員が救急法を身に付け利用者の安全を確保します。

⑤ 視覚障害者の地域生活を支援します

来所できない方や地元で支援を受けたい方のために、アウトリーチ活動を推進します。また、地域の視覚障害関連施設、ボランティア団体および赤十字関係機関との連携を密にして支援体制の充実を図り、地域の視覚障害者の生活を支援します。

⑥ 視覚障害者を支援するボランティアを育成し協同します

時代と共に変化する視覚障害者のさまざまなニーズにあわせた視覚障害支援のボランティアを育成し、より幅広い支援を行います。

⑦視覚障害についての理解を広める取組みをします

視覚障害者の気軽な外出や社会参加の機会を増やす環境作りのために、学校や公共機関、サービス業などを対象とした福祉教室や、一日移動ライトセンター等による啓発・PR活動を通じて、広く県下に視覚障害に対する理解者を増やします。

2. 視覚障害者福祉に関する理念

当社は、視覚障害者福祉の基本方針を「赤十字の基本理念である『人道』に基づき視覚障害者の『尊厳を守る』ため全力を尽くします。」と定めています。

これは戦後、身体障害者福祉法の成立と共にさまざまな障害者福祉に取組んできた経験から導かれたもので、特に昭和23年に結成された赤十字奉仕団は、「ヘレンケラー」の呼びかけに応え全国で点訳活動を展開し、昭和30年代から40年代に建設された各地の点字図書館で、図書製作の推進力となりました。

一方、神奈川県は、平成16年に障害者を取り巻く環境や施策の変化に対応する新たな計画として、「かながわ障害者計画」を策定しました。ここには障害者の社会への「完全参加と平等」と、新たな「共に生きる福祉社会かながわ」の実現を目指して、人権の尊重、利用者本位の支援ということが謳われています。

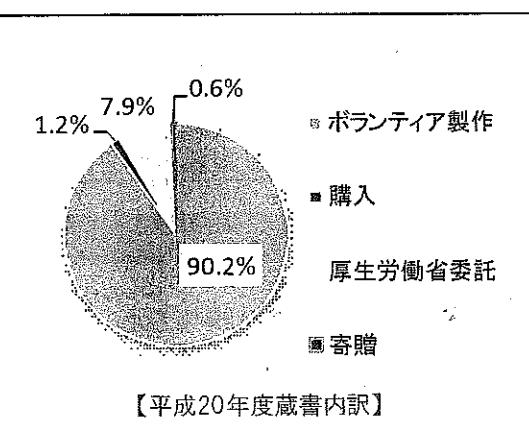
当社は、県の障害者福祉施策に沿って、赤十字の理念のもと、「障害のある一人ひとりの人権を尊重し、取り巻いている環境を変えることによって、生活状況を障害のない人の生活と可能な限り同じにして、共に生きる社会を実現する」というノーマライゼーションの考え方に基づき、ライトセンターの運営を通じて、視覚障害者が日常生活を「安心」して営むために必要となる「支援」をすることで、視覚障害者の福祉向上に努めます。

3. 視覚障害者福祉を支えるボランティアとの協同

視覚障害者に対する情報提供の要である点訳や音訳は、そのほとんどをボランティアが担うことで支えられています。現にライトセンターが平成20年度に新たに所蔵した蔵書(点字、テープ、ディジー)は、ボランティア製作図書が1,035タイトルで90.2%を占め、購入図書14タイトル1.2%、厚生労働省委託図書91タイトル7.9%、寄贈図書7タイトル0.6%と、ボランティア製作が圧倒しています。

これは視覚障害者への情報提供が、施設の設備や図書購入予算だけで確保できるものではなく、視覚障害者福祉を支えるボランティアの力で成り立っていることを表しています。つまり、ボランティアとの信頼関係の構築、さらにボランティアの養成が、利用者の要望に応える施設となるために非常に重要な要素といえます。

当社は50年以上にわたり、赤十字の理念を共有した「神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団」と一体となり「視覚障害者の福祉向上のために」事業を行って来たことで、ライトセンターが情報提供の質・量共に他を圧倒する施設となり得ました。また、情報提供のみでなく、外出援助、パソコンサポート、在宅者援助など時代や希望に応じ、視覚障害者の生活の質の向上のために共に歩んでいます。



I サービスの向上について

1 指定管理業務実施にあたっての考え方について

(2)委託の考え方

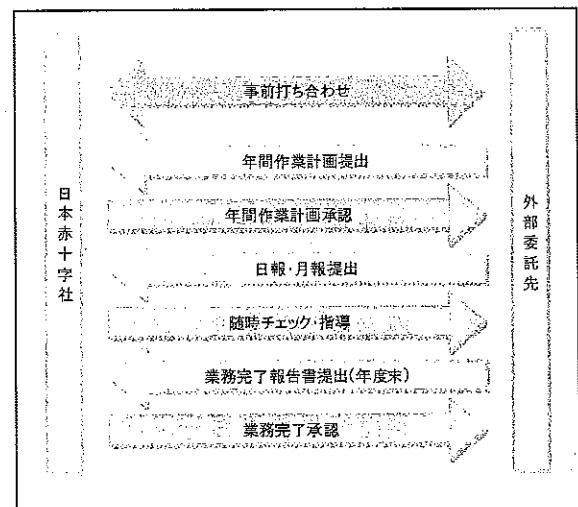
施設の設置目的である「視覚障害者の生活の充実および文化の向上ならびに視覚障害者に対する社会奉仕活動の振興を図る」という業務に直接かかわることではなく、なつかつ専門の事業者に委託する方が業務のレベルとコストの両面から望ましいと思われる「施設、設備等の保守管理業務」は、外部に委託します。(※様式4「委託予定業務一覧表」参照)

委託先は、下記の理由を考慮し、当社の会計規則に従い選出します。

- ①安全・安心を優先させ、自社の責任による事故を起こしたことがないこと
- ②視覚障害者だけでなく、多くの障害者の利用施設として、安全に十分対応できる体制が取れること
- ③県内事業者もしくは障害者雇用企業であること
- ④現場の状況について当社と適宜コミュニケーションをとりながら業務推進ができる
- ただし、委託業務の実施結果が好ましくないと判断したときは、より適切な事業者を品質とコストのバランスを考慮して、選定することとします。

委託する業務に関しては、全てを事業者任せにするのではなく、「PLAN(計画)－DO(実行)－CHECK(結果検討)－ACTION(改善)」のマネジメントサイクルに基づいて、効率的で安定した業務水準が維持できるよう、業務管理を行います。具体的には、外部委託先との契約時に、県の仕様書に基づき当社が作成した仕様書にて「事前打ち合わせ」を行い、「年間作業計画の提出」を義務付けます。

「日報」および「月報」で日常業務の報告ならびに情報共有を行うと共に、これに基づき適宜チェックを行い、必要に応じて是正指導をします。年度末には「業務完了報告書」を提出してもらい、1年間の業務総括ならびに改善についての検討を行って、より良い維持管理の実現に努めます。



I サービスの向上について

2 施設の維持管理について

(1)施設の適正な維持管理

当社では、関係法令を遵守することはもちろん、「県民の貴重な施設、財産・物品を預かっている」との意識を持ち、「安全・安心の確保」はもとより「快適な利用環境」を提供するために、施設の適正な維持管理を行います。

1. 建物・設備の管理について

業務委託により実施します。実施にあたっては、仕様書で事前打ち合わせを行い、「年間作業計画」を立て、作業開始前に「作業工程表の提出」や「着工届の提出」を義務付けるほか、作業完了時には「完了報告書の提出」を求め、業務内容のチェックを行います。また、利用者の安全安心に結び付くものについては職員が自主点検を実施します。

	業務項目	実施内容
保守管理	建築物の保守管理	適宜外壁、内壁等の状態を監視し、適正な状態に維持
	簡易専用水道検査	年1回
	飲料水水質検査	年2回
	消防設備点検	年2回
	プール濾過器点検	年3回
	プールバブル装置点検	年4回
	電気工作物保守点検	通常点検月1回、総合点検年1回
	エレベーター保守点検	月2回
	受水槽・高架水槽点検	年1回
	空調設備保守点検	年2回(送風機、ポンプ類は年1回)
	舞台照明設備保守点検	年1回
	自動ドア保守点検	年4回
	電話交換設備保守点検	年6回
	プール水質検査	月1回
	空気環境測定	年6回
	舞台吊り物装置保守点検	年2回
	ボイラー保守点検	年1回
	汚水槽点検	年2回
	設備巡回点検	月2回 専門の業者が、巡回による設備点検を実施する
	敷地内樹木剪定	年2回程度
自主	火災報知設備自主点検(職員)	毎日
	非常放送設備自主点検(職員)	毎日
	照明制御装置自主点検(職員)	毎日

2. 施設の維持管理について

(1) 施設の適正な維持管理

点検	トレーニングマシン自主点検(職員)	始業時・終業時
	プール水質安全自主点検(職員)	10回／平日、9回／土日
	ジョギングコース安全自主点検(職員)	始業時・終業時および利用開始時
	体育館棟全設備安全自主点検(職員)	月1回
	臨時点検	※地震・台風など発生後に実施
	特別点検	※類似施設・設備での事故発生時に実施
清掃	日常清掃	フロア、トイレ、ガラス等 毎日
	定期清掃	フロアワックスがけ、カーペットクリーニング、空調等清掃、トイレ清掃 年2回
	受水槽・高架水槽清掃	年1回
	汚水槽清掃	年2回
	建物内害虫駆除・防除点検・防除	点検 年6回、防除 年2回
	特別清掃	※必要に応じて実施

※ 県の仕様に定めがないが自主的に実施する項目

予防保全の考えに立ち、設備点検リストの作成、点検・運転データの分析等を基にした機能の維持、修繕費・管理コストの適正化を図ります。また、施設の経年劣化に対応し、安全・安心にかかる修繕、電気・機械設備の保守点検などを確実に行って、事故やトラブルを未然に防ぐと共に長寿命化を図ります。

2. 修繕について

施設の破損等を発見したときは、軽微なもの、また即時対応が必要な小規模な修繕については速やかに行います。修繕履歴は、記録をとり、活用して施設・設備の安全確保や長寿命化を図ります。また、大規模な修繕を必要とする事案が発生した場合は、県と協議のうえ対応します。

3. 財産・物品の管理について

事務備品は、備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持管理を行います。万一、破損、不具合等が発生した場合は県に報告いたします。

消耗品についても、購入台帳、出品簿で在庫管理を行い、ムダやダブリを防ぎます。

県が指定する重要物品については、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、適正に管理します。万一、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに県に報告いたします。

なお、当社は、より効果的に業務を遂行するために、高速点字ラインプリンタや、点字用紙カッタ一、点訳用パソコンなど備品62点を、当社の資金で購入し活用しています。

※別紙(資料1)「平成21年度ライトセンター固定資産台帳(日本赤十字社備品一覧)」参照

4. 経理事務について

公の施設の管理者として、不明朗さや不透明さが生じることがないように、「経理担当者一経理責任者一監査役」によるトリプルチェック体制をとると共に、年1回会計事務所による経理監査を実施します。経理担当者には、経理業務経験が豊富で簿記等の資格保有者をあてます。会計は、指定管理者の会計と当社の会計と分離して管理します。

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(1)利用促進のための取組み

インターネットのさらなる普及や、社会の多様性(ダイバーシティ)の進展などにともない、視覚障害者を取り巻く環境も変化するものと思われます。そのため、ライトセンターの今後の運営に際しては、これらの環境変化を先取りし、視覚障害者だけではなく、その他視覚による表現の認識に障害のある方、さらには障害を持たない方も、気軽にご利用いただける施設として機能を発揮できるよう、下記のような取組みを行って利用促進を図ります。

利用促進のための取組みのまとめ

1. 利便性および魅力アップの取組み

- (1)開館日を年間6日間増やします。
- (2)録音図書の利用対象を「表現の認識に障害のある者」まで拡大します。
- (3)利用の多いプールの利用時間を土・日は30分延長します。
- (4)トレーニング室利用者に健康増進プログラムの提供を行います。

2. 広報・PR活動の取組み

- (1)多様な媒体を活用した情報発信・広報活動を行います。
- (2)施設公開など、はじめての来所を促すイベントを実施します。
- (3)一般県民の認知度を把握するためのアンケート調査を実施します。

1. 利便性および魅力アップの取組み

視覚障害者にとってライトセンターがより利用しやすい施設となり、繰り返し利用したいと思う魅力的な施設となり、さらに多くの方に利用される施設となるために、次のような取組みを行います。

(1)開館日の増加

下記のとおり休館日を減らし、開館日を増やす(6日間)ことを提案します。

現 状	⇒	提 案
毎週月曜日は休館(国民の祝日と重なる場合は、翌火曜日も休み)		国民の祝日の月曜日の翌火曜日を開館
年末年始休館 (12月28日～1月4日)		12月28日と1月4日を開館

これにより、月曜日が国民の祝日と重なる翌火曜日、12月28日および1月4日が新たに開館日となり、利用日数が年間6日分増えます。

なお、月曜日の開館については、管理運営コストの観点から、アンケート調査などにより利用者のニーズを勘案し、実施するかどうかを検討します。

(2)録音図書利用の対象者の拡大

録音図書の利用対象者を、著作権法の趣旨を踏まえ、課題の改善や公共図書館等との連携がある程度なされた段階で、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に拡大することを提案します。

著作権法の改正により、視覚障害者以外の視覚による認識に障害のある人(学習障害の方、高次脳機能障害の方等)にも、ボランティアとの協同により製作した録音資料(図書・雑誌等)を利用することが可能となりました。しかし、神奈川県ライトセンター条例では、ライトセンターを直接利用できるのは視覚障害者に限定されています。そこで、録音資料を必要とする人が存在するという現状を踏まえ、視覚障害者以外の方にも、当面は公共図書館との連携を強化し、地元の公共図書館を窓口として利用できるような現実的方法を推進すると共に、情報の即時性の観点から、視覚による認識に障害がある全ての人が、ライトセンターの直接利用が可能となるよう提案します。

(3)プール利用時間の延長

スポーツ施設利用者の中でも体育館に次いで利用者の多いプールの利用者は下記のとおり年々増加傾向にあることから土・日の利用時間を30分延長することを提案します。

【プール年間利用者数】

年度	H18	H19	H20
利用者数	4,738	5,356	5,616

ちなみに、現状の利用時間は、条例の定めのとおりです。

【改善提案】

現状:平日／午後1時～午後8時30分
土・日／午前10時～午後4時30分

↓
提案:平日／午後1時～午後8時30分
土・日／午前10時～午後5時00分

(4)トレーニング室利用者に対する健康増進の実施【新規】

トレーニング室利用者に対して、個別カルテを作成し、定期的な健康測定や個人別トレーニングメニューの作成などを実施し、利用者の健康管理や体力増進に役立てるようにします。

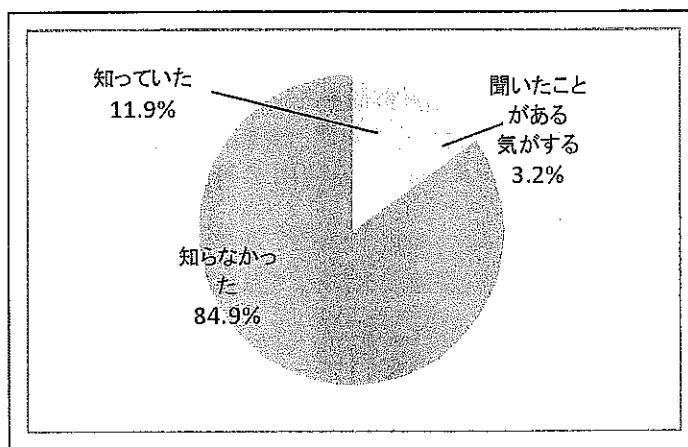
この知識・技能の習得のために、職員を研修や勉強会等へ参加させます。

- ・体重、体脂肪率、血圧等の定期測定
- ↓
- ・個人別トレーニングメニューの作成
- ↓
- ・トレーニング効果のある機器の利用方法等についてアドバイス

2. 広報・PR活動の取組み

施設の利用を促進するには、そもそもライトセンターという施設の存在や、提供できるサービスについての情報が、視覚障害の有無にかかわらず、広く県民の皆様にいきわたっていることが必要です。

しかし、当社において視覚障害者以外の方も交えた一般県民の認知度調査を行ったところ、残念ながら下記のような結果となりました。



〔調査概要〕

調査方法：アンケート票の無作為抽出戸別配布による郵送回収方式

調査対象：ライトセンター近隣市の居住者（視覚障害の有無を問わず）

調査票配布：平成21年11月

回収枚数：372枚

そこで当社では、施設利用の促進に向けた情報発信や広報活動に取組み、ライトセンターの認知度の拡大を図ります。

（1）多様な媒体を活用した情報発信・広報活動への取組み

ライトセンターの認知度向上を図るために、多様な媒体を活用した情報発信・広報活動に取組みます。

①機関紙「ライトセンターだより」の発行・配布

- 点字版、録音版（カセットテープ版、デイジー版）、拡大文字版、墨字版

※デイジー：Digital Accessible Information Systemの略で、CDを使用したデジタル録音図書

※拡大文字版：弱視者へ配慮し文字を大きくしたもの

②利用案内パンフレットの作成と配布

- 利用のしおり（全体版、図書館版、スポーツ版、相談支援版）の点字版、録音版（カセットテープ版、デイジー版）、拡大文字版、墨字版の製作配布

③告知・啓発用チラシの作成と配布

- 民生委員を始め、社会福祉協議会、福祉関係機関、眼科病院など
視覚障害者と接すると思われる各所に啓発用チラシ（ライトセンターの告知、
福祉教室の告知、ボランティア養成講座の告知用チラシ）を配布する

④日本赤十字社広報物（日赤かながわ、赤十字新聞、赤十字の動き）への掲載

⑤メールマガジン等で視覚障害者および地域奉仕団への情報の即時提供【新規】

⑥ホームページによるPR

(2)施設公開など、はじめての来所を促すイベントの実施

日頃ライトセンターを利用したことがない方に、ライトセンターで提供しているサービスをご理解いただきと共に、視覚障害への理解を深める啓発活動も兼ねて、下記のようなさまざまなイベントを実施します。

①ライトセンターフェスティバルの開催

視覚障害者と晴眼者(視覚障害がない者)の交流の機会として、また、視覚障害理解を深めると同時に、ライトセンター事業をさまざまな体験を通して理解をいただくイベントを神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と実施

②ふれ・あい祭りの実施【新規】

視覚障害者が気軽に楽しんでいただけるような企画を中心に実施する

(内容案):落語会、芋掘り＆ふかし芋、ゲーム、スポーツミニ体験、映画体験、音楽会など

③音声解説付DVD映画体験会「ライトシネマ」の実施

音声解説が付いた映画体験会を毎月1回定例開催

④ライトセンター音楽祭の実施【新規】

音楽系クラブを中心に利用者を主体としたライトセンター音楽祭を開催

(3)一般県民の認知度を把握するためのアンケートの実施

前述のとおり、一般県民におけるライトセンターの認知度や認知経路、感想や評価などを把握するために、平成21年11月に、ライトセンターのある横浜市および近隣の相模原市、大和市、綾瀬市に居住する方3,000名を対象に、無記名式のアンケート調査を実施しました(回収率12.4%)。

この調査データの分析結果に基づき、情報発信、広報活動に取組む予定です。

なお今後も、数年に一度、こうした居住者調査を行い、10ページに述べた聞き取りアンケート(=利用者の意見を聴取する)に加え、施設を利用していない方の潜在的ニーズを把握し、施設運営に役立てます。

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(2)苦情・要望等への対応

施設を円滑に運営するには、視覚障害者の意見・感想・評価を積極的に取り入れた施設運営を行うことが必要です。そこで、後述するとおり、利用者や視覚障害者団体の意見を施設運営に取り入れる仕組みの整備・強化を行い、今まで以上に視覚障害者の意見が反映された施設運営を行います。

苦情・要望等への対応のまとめ

1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映

- (1)意見箱の設置やアンケート調査などを行って利用者から意見を聴取します。
- (2)苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会の開催により、利用者の意見・要望および苦情に適切に対応します。
- (3)視覚障害者団体やボランティアグループ代表会議など各種関係団体の意見を施設の運営に反映させます。
- (4)利用者モニター委員会を設置し、モニタリングを実施します。

1. 利用者からの意見・要望および苦情の反映

(1)利用者からの意見を聴取する意見箱の設置やアンケートの実施

利用者満足度の高いサービスを提供するために、ライトセンターの利便性や現状への満足度に対する評価を伺うと共に、不満や困っていること、改善要望などを聴取するために、24時間ご意見受付専用ダイヤルの設置、意見箱の設置や利用者アンケートなどを下記のとおり行います。

- ①24時間ご意見受付専用ダイヤルの設置【新規】
自動音声応答システムによる、ご意見受付専用のシステムを設置
- ②意見箱の設置(「わたしの声」:ロビーなど3カ所に常設)
- ③苦情窓口の設置(苦情受付担当者の配置と受付メールアドレス)
- ④聞き取りアンケート・点字アンケートの実施(年1回)

また、施設利用中の直接苦情や利用後に電話などで苦情が寄せられた場合などは、所長をはじめとする責任者が迅速に対応します。

まず不快な思いをされたのであれば謝罪した上で、じっくりと相手の話を聴き、状況を把握するという姿勢で臨みます。その上で、当社の対応に問題があることがわかれれば、改めて心から謝罪をすると共に、二度と同じことが起こらないように速やかに改善策を講じることをお約束し、再び来所いただけるようお願いします。

一方で、利用者の勘違いなど、当社に起因するトラブルではない場合であっても、改めて詳しくご説明するなど、クレームを適切に解消することで、さらに当社への信頼を高めていただけるよう対応を心がけます。

(2)苦情解決連絡会およびサービス改善・向上委員会の開催

社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者からのご意見・ご要望、苦情に適切な対応をするために「神奈川県ライトセンター苦情解決およびサービス評価実施要綱」(別添①)および「神奈川県ライトセンター意見・苦情・要望など対応マニュアル」(別添②)を定め、内部では苦情受付担当者、情報提供担当者を、外部委員として苦情解決相談員を定め対応しています。寄せられたご意見・ご要望については内部委員で構成する「サービス改善・向上委員会」において重要性と緊急度を勘案して、必要な改善策を検討します。検討結果については、ロビーのご意見ボードに掲示し、来所者との相互理解を深めるきっかけとします。

苦情が発生した場合は、上記のような状況確認や本人への謝罪といった一次対応を行うだけではなく、苦情やクレームを貴重な改善への気付きととらえ、全職員に所内LANをつうじて共有し、二度と同じことが起きないように根本原因を取り除く二次対応(改善活動)にも努め、利用者満足度の高い管理運営を目指します。

また、苦情解決相談員に対しては月1回対応の経過および結果を文書にて報告しています。その他に「苦情解決連絡会」を年1回開催し、1年間に寄せられたご意見等をまとめる形で再度報告し、外部委員より貴重なアドバイスをいただき改善に努めています。

(3)各種関係団体からの意見聴取

上記の取組みに加え、視覚障害者のニーズを施設運営に反映させるために、下記のような各種の関係団体からのご意見・ご要望を聴取し、取組むべき対応策や改善策を検討し、施設運営に生かします。

- ①視覚障害者団体等との意見交換
- ②利用者との意見交換および意見聴取
- ③ライトセンタークラブとの意見交換および意見聴取
- ④神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会(45ページ参照)での意見交換
- ⑤視覚障害援助関係ボランティアグループ代表者会議での意見交換および意見聴取
- ⑥神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団との合同協議会での意見交換および意見聴取
- ⑦神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団本部役員と意見交換会および意見聴取(月1回)、その他各部会役員会、各種打合せ
- ⑧視覚障害援助関係連絡協議会での意見交換および意見聴取
県点訳奉仕団連絡協議会、県録音奉仕団連絡協議会、
県誘導活動連絡協議会、県拡大写本連絡協議会

(4)利用者モニター委員会の設置によるモニタリングの実施

より一層利用しやすい施設づくりのために、ライトセンターの主たる利用団体による利用者モニター委員会を設置し、施設利用に関する意見や要望を直接伺う場を設けることで、取組むべき対応策や改善策を共に検討し、施設運営に生かします。

参考までに、「神奈川県ライトセンター利用者モニター委員会規程」を掲載します。

神奈川県ライトセンター利用者モニター委員会規程

(目的)

第1条 神奈川県ライトセンターの利用状況について意見交換して、利用者が満足できる事業を実施し、さらに利用しやすい施設作りを目指すと共に、施設利用の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は以下の委員によって構成する。委員の名簿は別表1のとおりとする。

- (1) 神奈川県サウンドテーブルテニス協会代表者
- (2) 神奈川県フロアバレーボール協会代表者
- (3) 神奈川県ライトセンター文化系クラブ代表者
- (4) 神奈川県ライトセンタースポーツ系クラブ代表者
- (5) 情報提供施設利用者代表
- (6) スポーツ施設利用者代表
- (7) 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団委員長
- (8) 神奈川県点訳奉仕団連絡協議会長
- (9) 神奈川県録音奉仕団連絡協議会長
- (10) 神奈川県誘導活動連絡協議会長
- (11) 神奈川県拡大写本連絡協議会長
- (12) 日本赤十字社神奈川県支部総務部会計課長
- (13) 神奈川県ライトセンター所長

2 委員会に総括責任者たる委員長を置く。委員長は所長をあてる。

3 委員会の庶務は事務局が掌る。事務局員は、神奈川県ライトセンター総務グループ長、利用者支援グループ長、情報提供グループ長、総務サブリーダーがあたる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、後任の委員の任期は前任者の残存期間とする。

(委員会の開催)

第4条 委員長は、規程第1条の目的を達成するため年2回、委員会を開催し司会する。

2 委員長は、必要があると認めるときは委員長の指名する職員を委員会に出席させることができる。

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

ア 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務

下記のような取組みを行って、点字や録音等による図書や雑誌等の製作をさらに充実させると共に、視覚障害者のインターネット利用を積極的に推進することで、利用者サービスを向上させます。

利用者サービスの取組み

ア 点字刊行物等を視覚障害者の利用に供する業務のまとめ

1. ライトセンター利用者への点字刊行物等の提供

- (1)点字・デイジー図書の充実と拡大図書・テキストデイジーの導入を図ります。
- (2)点字・録音雑誌のさらなる充実を図ります。
- (3)視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用を推進します。

2. IT化への積極的な対応

- (1)視覚障害者のインターネット利用環境づくりを支援します。
- (2)視覚障害者のパソコン操作習得を支援します。

3. 個別の点字・録音サービス(プライベートサービス)の実施

- ・地域のボランティアグループの協力を得ながら、利用者の希望に適う細かい対応を行います。

1. ライトセンター利用者への点字刊行物等の提供

(1)点字・デイジー図書の充実と拡大図書・テキストデイジーの導入

点字図書については、製作タイトル数・質とも引き続き全国上位を目指します。

録音図書については、近年のアナログからデジタルへの移行の進展に沿って、デジタル録音図書(デイジー図書)の製作に力を入れます。デイジー図書を聞ける環境にない方に対しては、カセットテープでの対応を継続します。

また、新たな取組みとして、弱視者(ロービジョン)を対象とした拡大図書の製作を行います。加えて専門書を中心に、テキストデータを取り込んだ「テキストデイジー図書」の製作に取組むなど、時代の流れを反映させて、複数の媒体による蔵書の充実を図ります。

なお、デジタル化に馴染めない高齢者などのテープ図書利用者に対しては、全国視覚障害者情報提供施設協会あさひ事業所のデータ変換事業を効果的に活用してテープ図書の供給を図ります。

【年度別図書製作目標】

※H21年度は参考実績です

年 度	H21	H23	H24	H25	H26	H27
点 字 図 書	530	540	540	550	550	550
テ ー プ 図 書	237	150	120	70	50	30
デ イ ジ ェ 図 書	310	370	390	420	430	450
拡 大 図 書	-	10	10	20	20	20
テキストディジタル図書	-	10	20	30	40	50
計	1077	1080	1080	1090	1090	1100

(2)点字・録音・墨字(拡大文字)刊行物のさらなる充実

全国的に見ても発行点数の少ない点字雑誌は、現在の3誌から毎年の新規発行を目指し、種類の充実を図ります。

ライトセンターの大きな特色である録音雑誌は、引き続き、デジタル、アナログとも全国最多種を安定して製作・発行します。

墨字については、拡大文字版を発行して弱視者に提供します。

【年度別雑誌製作目標】

※H21年度は参考実績です

年 度	H21	H23	H24	H25	H26	H27
点 字 版	3	5	6	7	8	9
テ ー プ 版	20	20	21	22	23	24
デ イ ジ ェ 版	20	20	21	22	23	24
墨字(拡大文字)版	2	2	2	2	2	2
計	45	47	50	53	56	59

(3)視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の活用

国の平成21年度補正予算によって構築された、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」(システム構築段階からライトセンター職員がシステム開発プロジェクトのチーフとして深くかかわってきました)を活用して、全国規模での図書・雑誌等の相互貸借を積極的に進めます。

ネットワーク上のデータをダウンロードすることによって、ライトセンターが所蔵しない図書・雑誌等に対する利用者からのリクエストに応えると共に、ライトセンターの図書データをアップロードすることで全国の視覚障害者への有効活用を図ります。

【アップロードタイトル目標】

※H21年度は「サピエ」稼働につき実績なし

年 度	H21	H23	H24	H25	H26	H27
点 字 図 書	-	450	500	500	550	550
録 音 図 書	-	300	350	370	400	450
計	-	750	850	870	950	1000

また、「サピエ」を活用して、地域・生活情報の提供、墨字データを取り込んだテキストディジーデータの提供、インターネットを活用した点字・録音資料の製作等にも積極的にかかわります。

2. IT化への積極的な対応

(1)視覚障害者のインターネット利用環境づくりの支援

過去5年間で音声情報のアナログからデジタル化が大きく進展し、平成22年度稼働の視覚障害者情報ネットワーク「サピエ」への音声データアップロードを可能にしました。このことは、視覚障害者がインターネットを活用して読書をする時代の到来を意味します。そこで、必要なときに必要な情報を即時的に入手できる「サピエ」の利便性を紹介し、ネットワークの活用を推進します。「サピエ」は携帯電話にも対応しており、コンピュータはハードルが高いという人には、携帯電話を活用した情報入手方法を支援します。

(2)視覚障害者のパソコン操作習得支援

①施設内での支援

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団のパソコンサポートボランティアと共に視覚障害者からのさまざまな要望に応えます。また、クラス別(能力別)のサポート教室を開催し、操作習得を支援します。さらに、職員も技術を身に付け、サポートできるようにします。

パソコンサポートの希望内容も技術レベルも個々に違うため、パソコンサポートボランティアのスキルアップを適時行って、各人の要望に対応できるようします。職員は常にサポート用ツールの最新情報を入手すると共に必要な講習等を速やかに受けて、その内容をサポートボランティアと共有します。ボランティアを対象に講習会や勉強会を開催し視覚障害者の地域支援を活発にします。

②地域での支援

視覚障害者がなるべく地域でパソコンサポートを受けられるように県内各地域のサポートボランティアと連携し、視覚障害者が自宅もしくは自宅近くの公共施設でサポートを受けられるように体制を整えます。また、職員が地域に出向きボランティアを対象にパソコンサポート講習会や勉強会を開催し、視覚障害者への地域支援を活発にします。

(3)パソコン操作支援ボランティアの養成

現在のサポートボランティアのスキルアップと新たなサポートボランティアの養成を行います。加えて職員のスキルアップも図ります。

そのためライトセンター主催の講座や勉強会を下記のとおり開催します。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・パソコンサポートボランティア講座 | 年1回(8回16時間) |
| ・パソコンサポートボランティア勉強会 | 年1回 |
| ・パソコンサポートグループ主催の勉強会 | 月1回 |

3. 個別の点字・録音サービス(プライベートサービス)の実施

各種製品の取扱説明書、小冊子、個人的に必要な資料等の点訳・音訳等を行うプライベートサービスは、その性質上、原稿の受け渡しや製作方法など、利用者の希望に適うきめ細かい対応が必要です。ライトセンターでは利用者からの依頼を受けて、地域のボランティアグループの協力を得ながら対応します。

プライベートサービスの種類は、次のとおりです。

①点訳

一般的な墨字資料はもとより、英語・楽譜・理数関係資料の点訳ならびに触図作成など専門的かつ特殊な資料であっても可能な限り要望に応える。

②点字コピー

利用者が持ち込んだ点字データならびに視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」からダウンロードしたデータ等を点字プリンターで打ち出し、利用者が望む方法で製本する。

③対面音訳

利用者の希望を受けてボランティアと調整を図り、種々の資料を対面によって音訳する。

④吹込音訳

利用者からの依頼により、個人的資料の音訳を行い、デジタル・アナログいずれの媒体にも対応する。

⑤テープ・CD等のコピー(著作権を侵害しないもの)

著作権の侵害とならない個人的録音資料のコピー依頼に対応する。

⑥触図コピー

指先で確認する地図や各種図面など触図のコピーを行う。

⑦拡大写本

利用者の見え方に合わせて、墨字の拡大写本を行う。

⑧テキストデータ【新規】

参考書、専門書などの墨字資料をテキストデータに変換し、パソコン等の機器を使用しての読書に対応する。

⑨携帯電話【新規】

携帯電話のカメラ機能で読み取った墨字情報、携帯メールの墨字情報を点訳・音訳等で対応する。

なお、上記にないサービスについては、利用者からの要望によって隨時検討し対応します。

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

イ 視覚障害者に対する各種の指導、訓練等を行う業務

下記のような取組みを行って、中途で失明あるいは視力低下した方や、高齢者、重複障害を持つ方などにも社会参加を促します。また、視覚障害乳幼児および保護者に対しての相談や指導を行います。

利用者サービスの取組み

イ 視覚障害者に対する各種の指導、訓練等を行う業務のまとめ

1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組み

(1)ピアカウンセリングや日常生活技術指導、歩行訓練、用具・機器に関する情報発信などを通じて、自立支援・生活支援の強化を図ります。

2. 視覚障害乳幼児指導および保護者の指導

・訪問での個別指導や来所での集団指導、野外指導などを通じて、本人および保護者に適切な指導・アドバイスを行います。

1. 視覚障害者の地域生活の向上に向けた取組み

(1)自立支援・生活支援に向けた取組みの強化

中途で失明あるいは視力低下した視覚障害者に対して、下記のような各種指導訓練などの自立に向けた支援を実施します。また、他の訓練施設と連携を取りながら高齢者や聴覚・肢体等との重複障害を持つ方の社会参加を促進していきます。

病院や保健福祉事務所などと連携を図ると共に、県内の視覚障害関係施設で構成された神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会で、指導事例の検討会や職員研修などを実施して、指導訓練の充実を図ります。

また、利用者のニーズはますます多様化され、個々に対してより細やかな配慮が必要となるため、ボランティアとの協力関係を密にしていきます。

①視覚障害者による相談窓口の設置(ピアカウンセリングの実施)

失明当初は障害の受容が困難なため、視覚障害者の相談員による相談窓口を設けることによって受容を援助する機会を増やし、早期の社会参加が可能となるよう、また、職場復帰等にもいたるよう、支援します。

【年度別相談件数目標】

※H21年度は参考実績です

年 度	H21	H23	H24	H25	H26	H27
件数	95	110	115	120	125	130

②日常生活技術の指導

指導員の協力で訪問あるいは来所による「身の回りに関する事(身だしなみ、物の管理や整理、便利な道具の使い方等)」、「家庭生活に関する事(掃除、洗濯、調理等)」、「社会生活に関する事(金銭の弁別、電話の使い方、買い物等)」等の日常生活技術指導をマンツーマンで行います。

③コミュニケーション指導(点字・パソコン)

指導員の協力で訪問あるいは来所による点字指導、パソコン指導をマンツーマンで行います。また、基本を修了した人たちを対象に同好会などを作り、技術の保持や向上を支援します。

④歩行訓練士による外出トレーニング

単独歩行の基本となる白杖の正しい操作方法や白杖の選択などを行います。原則として、自宅を起点に希望に沿って目的地を設定します。

⑤生活支援用具・機器に関する情報発信

最新ニュースをチェックし、便利グッズなどの最新情報をメールマガジンやふれあいサロンを活用して利用者に発信します。生活支援用具・機器の紹介および使用方法について支援します。

⑥福祉制度についての説明と活用支援

障害者手帳の申請方法、日常生活用具の種類や給付の受け方などの情報を提供すると共に、管轄する行政の窓口へ引き継ぎます。また、福祉制度の説明および活用方法について支援します。

⑦適切な施設の紹介

ライトセンターが築いてきたネットワークを駆使し、障害者の相談内容に適した視覚障害関係施設を紹介する等の連携を図ります。

⑧弱視者(ロービジョン)への支援

眼科医との協力関係を含め、ルーペ、拡大読書器等の紹介および使用方法についての支援、その他、日常生活上の障害に対し支援します。

⑨技術講座

視覚障害者の日常生活における、諸技術の習得のために、各種教室を開催します。

内 容
IHクッキングヒーターなどを使用した料理教室
らくらくホンお役立ちなどIT環境の教室
着付け・化粧方法を学ぶ身だしなみ教室
手編みなど手芸教室

⑩教養講座

文化に幅広く接し、教養を高めるために教養講座を開催します。
平成21年度は下記の講座を開催しました。

内 容
沖縄の楽器「サンシン」の解説と演奏を楽しむ
「煎茶でリラックス」煎茶の歴史や飲み方の解説等

2. 視覚障害乳幼児指導および保護者の指導

視覚障害乳幼児は、本人への指導はもちろん、それ以上に保護者へのアドバイスが重要です。当社では、国立特別支援教育総合研究所と協力関係を結びながら、0歳児から就学前までの視覚障害乳幼児に遊びをとおした感覚指導を、その保護者に対しては養育方法の相談や指導を行います。さらに、ライトセンターのプールを活用し、視覚障害児に水とふれあう機会を作り、保護者には、万一の場合の対応方法を勉強する機会を作ります。

幼児指導のための教材は、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団の幼児教材製作グループが幼児の遊び(感覚)に合わせ製作し提供します。また、指導状況について、毎月「ひよこだより」を発行しお知らせします。

対 象	方 法	頻 度
0歳～1歳児	家庭への訪問指導、発達観察	月1回
2歳児～就学前児	幼児指導室での集団指導	週1回
	幼児指導室の開放による交流	週1～2回
全乳幼児	野外での生活体験指導 (ライトセンター以外の子どもも向け施設、公園などで過ごすことで、子どもたちの普段と違う姿を見ることができ、養育に非常に有効である)	年2回
	プールを活用した幼児水泳教室	年4回
就学前児	特別支援学校見学会	年3回
全保護者	国立特別支援教育総合研究所の専門家による幼児養育相談	月1回
全保護者	さまざまな情報を提供する保護者教室	年2回

3 利用者への対応について
(3)利用者サービスの取組み

前述した内容以外に単発で、朗読会、点字学習のフォロー、拡大読書器の体験会なども実施します。さらに、子育て支援の一環として、幼児の通う保育園や幼稚園への訪問を行って、園長や保母との情報交換も実施します。

【年度別視覚障害乳幼児のための「野外指導」実施状況】

年 度	場 所	参加者数
H18	・こども自然公園	25
	・横浜美術館「子どものアトリエ」	16
H19	・新江の島水族館	36
	・横浜美術館「子どものアトリエ」	22
H20	・藤沢市湘南台文化センターこども館	21
	・水産総合研究センター 中央水産研究所	24
H21	・藤沢市湘南台文化センターこども館	12
	・大池公園	15

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

ウ 視覚障害者に対するスポーツ活動の振興を行う業務

視覚障害者スポーツのさきがけ施設として下記のような取組みを行って、視覚障害者に対するスポーツ活動の振興を図ります。

利用者サービスの取組み

ウ 視覚障害者に対するスポーツの振興を行う業務のまとめ

1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮

- (1)教室の定期的な実施やニュースポーツの導入などを通じてスポーツを行うきっかけづくりをします。
- (2)競技会やクラブ活動などスポーツを習慣とする取組みを行います。
- (3)参加者の安全確保のために万全のサポート体制をとります。

2. 地域でのスポーツ活動への支援

- ・視覚障害者が地元でスポーツを楽しめるよう、地域のスポーツ施設に働きかけると共に介助ボランティアの養成を進めます。

3. 視覚障害者団体等の活動への支援

- ・スポーツ大会の会場提供や運営協力をやって積極的に支援します。

1. 視覚障害者スポーツの拠点施設としての機能の発揮

スポーツおよびレクリエーション活動の機会を提供することで、視覚障害者の健康・体力の維持・増進、豊かな生活の実現を支援します。特に、中途視覚障害者がスポーツをとおして将来に向けて生きる力を取り戻し、自立に向けての第一歩を踏み出すきっかけとなるような運営を目指し、視覚障害者スポーツ拠点としての役割を果たしていきます。

ライトセンターのスポーツ施設は視覚障害者用に特別に配慮された設備が整えられていますが、いつ一人で視覚障害者が来所しても安全に安心して利用できるよう、施設の維持管理を徹底すると共にサポート体制を整えています。

また、視覚障害者スポーツの先進県として、ニーズに応じたさまざまなスポーツやレクリエーションを継続して楽しむことができるよう事業を開拓します。

(1)スポーツを行うきっかけづくり

①スポーツ教室の定期的な実施

下記のとおりさまざまなスポーツ教室を定期的に実施し、利用者のニーズに応えます。

種類	対象・内容など	実施時期・回数など
卓球	初心者、初級者対象	月1回
水泳	初心者、初級者、中級者対象 幼児対象	各2コース週1回 年2回
シンクロナイズスイミング	初心者対象	年2回
水中運動	エアロビクス	週1回
スイム・ワンポイント・レッスン	水泳で各自が希望するポイントを指導	週1回
グラウンド・ゴルフ	ゴルフの簡易版	年1~2回
フライングディスク	的に入れるものと距離を競うもの	年1~2回
ユニカール	マットの上で行うカーリング	年1~2回

②新たなスポーツの発掘【新規】

新たなスポーツへの取組みとして下記のスポーツを実施します。

種類	対象・内容など	実施時期・回数など
フリークライミング	初心者対象・人工的に設置された岩を登る	年1~2回
ヨガ・ピラティス	初心者対象	年1~2回
気功体操	初心者対象	年1~2回

上記以外にも、他地域で視覚障害者のスポーツとして取組んでいる情報を収集して、試行していきます。

例)ブラインドサッカー、タンデムウォーキング等

③救急、救命講習会の開催

当社の「命を守る」という使命・知識を生かして、専門的な講師による講座を各々年1回実施します。

テーマ	内容
救急法講習	視覚障害者ならびにボランティアを対象として開催
水上安全法講習	水の事故の防止
着衣泳	衣服を着たまま水からの脱出
健康生活支援講習	家庭における高齢者の看護ならびに事故防止
幼児安全法	乳幼児の事故防止

(2)スポーツを習慣とする取組み

①競技会の実施

日ごろの練習の成果を発揮する場として、また、参加者のスポーツ意欲を喚起すると共に参加者同士の交流を図るために、下記のとおりさまざまなスポーツ競技会を実施します。

種類	実施時期・回数など
ミニ水泳記録会	年1回
サウンドテーブルテニス大会	年1回
フロアバレーボール大会(共催)	年3回
グラウンド・ゴルフ大会	年1回

②クラブ活動への支援

視覚障害者と晴眼者の交歓活動として現在、文科系、スポーツ系あわせて27のクラブで690名の参加のもとクラブ活動が行われています。当社では、会場の提供をはじめ、スムーズな運営への協力など、さまざまな支援を行っています。スポーツ系クラブについては成果発表の場として上記の競技会があり、文化系クラブの発表の場としてはライトセンターフェスティバルや音楽祭があります。

※別紙(資料2)「クラブ活動グループ一覧」参照

【スポーツ系クラブ一覧】

クラブ名	人数	活動回数
球技	21	月2回
自彌術	21	月2回
社交ダンス	50	月2回
水泳	18	月2回
スキー	94	月1回
サウンドテニス	11	月1回
フォークダンス	37	月1回

クラブ名	人数	活動回数
サウンドテーブルテニス	30	月2回
ヨガ	14	月1回
ヨット	46	月2回
ソフトエアロビクス	24	月2回
ゴルフ	27	月6回
マラソン	31	月2回
計	424	

(3)参加者の安全確保のためのサポート体制

視覚障害者のスポーツ活動には、介助者の存在が欠かせません。当社には、障害者スポーツ指導員、水泳指導管理士、サウンドテーブルテニス公認審判員等の専門資格を持つ職員と、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団には、養成講座を修了したスポーツ介助ボランティアが多数おり、個人利用はもとより各種教室、競技会等の参加者に対して、マンツーマンでサポートをしています。

また、緊急事態に備えて、全職員ならびにボランティアを対象に講習会を開き、救命・応急手当を習得させています。特にスポーツ係員には、遊泳中の溺水者への適切な対応ができるよう水上安全法講習を受講させます。

今後は、介助レベルのさらなる向上を図るために、障害者スポーツの振興に特化した団体(神奈川県フロアバレーボール協会、神奈川県視覚障害者球技審判協会)が主催する行事や研修会に参加しネットワーク作りを行うと共に、視覚障害に理解のあるスポーツ指導者を講師に招き、介助法や障害者スポーツの研究を行っていきます。また、ひやりハット制度を導入し、より高い安心、安全が確保できるよう努めます。

なお、ハード面の取組みとして、視覚障害者がスポーツ棟内を安全に歩行できるように、また、目的とするスポーツ施設に確実に到達できるように、視覚障害者の歩行特性について精通している歩行訓練士が中心となり、音声案内等の工夫や移動にあたっての印付け、衝突の恐れのある危険箇所への衝撃吸収材の設置など、日々の点検と工夫を行っています。

2. 地域でのスポーツ活動への支援

視覚障害者が気軽にスポーツを楽しむには、本人が居住するそれぞれの地域において、既存のスポーツ施設を利用できることがポイントとなります。地域のスポーツ施設に働きかけ、スポーツ・レクリエーション教室を企画し、視覚障害者とボランティアの参加を呼びかけます。

また、スポーツ施設に対し視覚障害スポーツに関する情報を提供すると共に、地域における介助ボランティアの養成もさらに進めています。

スポーツ教室	年4回
スポーツ・レクリエーションボランティア教室	年4回

3. 視覚障害者団体等の活動への支援

下記のように、視覚障害者団体等が行うスポーツ大会の会場提供や運営協力などを行って、視覚障害者スポーツが益々活発化するよう積極的に支援します。

種類	主催	支援内容
神奈川県フロアバレーボールリーグ戦	神奈川県フロアバレーボール協会	会場提供 運営協力
神奈川県フロアバレーボール大会		共催
レディースシニア大会		共催
全日本ブラインドダンス選手権大会	日本ダンス協会	会場提供 運営協力

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

エ 視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者の養成等業務

下記のような取組みを行って、視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者の養成等に努めます。

利用者サービスの取組み

エ 視覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者の養成等業務のまとめ

1. ボランティアについての考え方

・事業の推進にあたり常にボランティアと協同します。

2. ボランティアの養成について

(1)独自の養成体系に沿って専門活動ボランティアを養成します。

(2)豊富な養成講座の開催により多くのボランティアを輩出します。

3. ボランティアのスキルアップについて

(1)勉強会や研修会の定期開催によりボランティアのスキルアップを図ります。

(2)地域で活動するボランティアグループの支援を行って協同します。

4. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一体となった事業展開

・常に赤十字奉仕団と協同して事業の推進にあたります。

1. ボランティアについての考え方

ライトセンターにおける事業は、その多くをボランティアが担うことで支えられています。特に視覚障害者に対する情報提供の要である点訳や音訳図書の90%以上はボランティア製作によるものです。その他の事業においても常にボランティアと協同し、視覚障害者福祉を支えています。

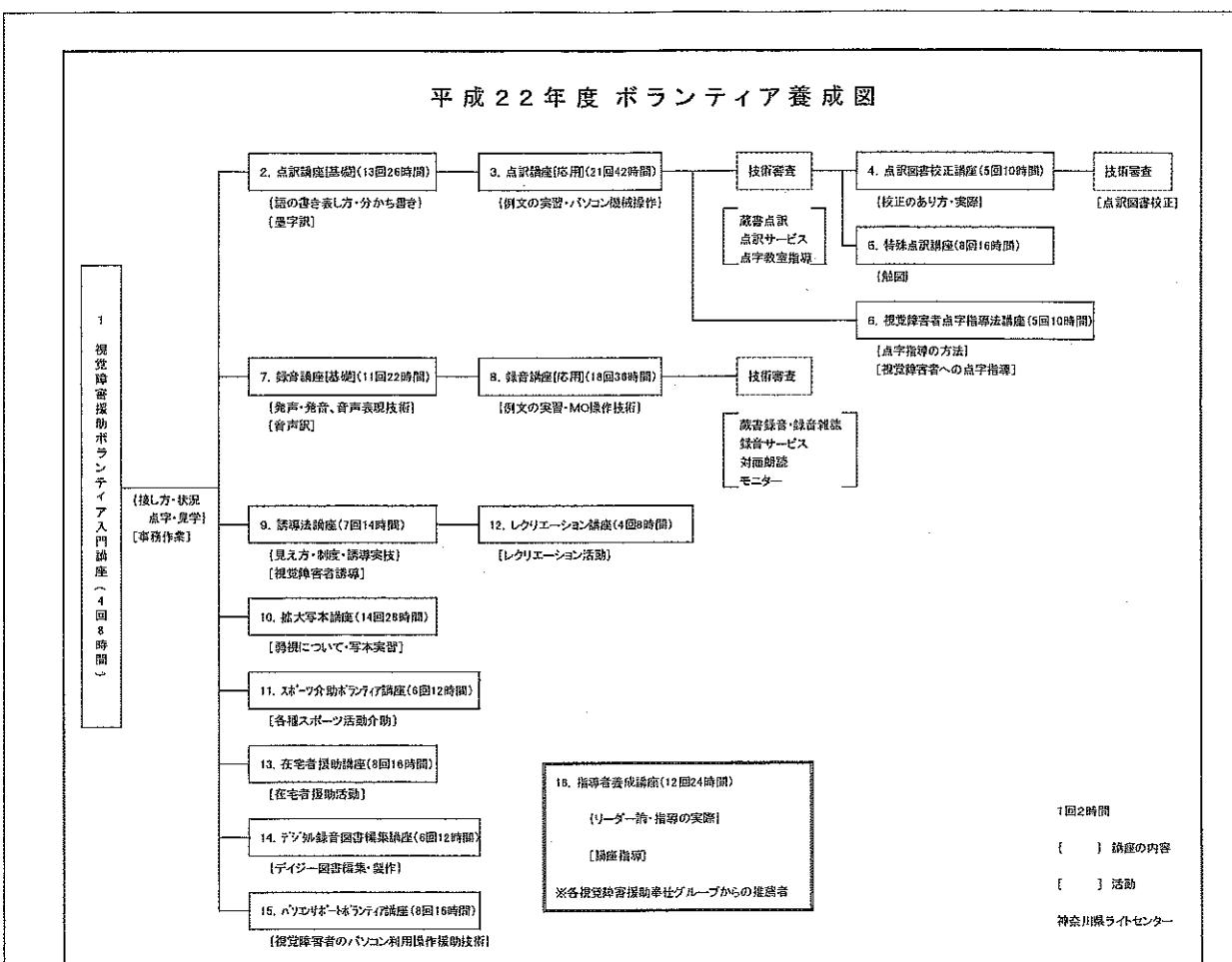
当社では、赤十字の基本原則の一つである「奉仕」の精神のもと、利益を求める奉仕的救護組織として長年ボランティアと協同してきました。1981年の国際障害者年には、『完全参加と平等』を支える哲学としてノーマライゼーションの考え方方がクローズアップされました。当社もその考えに立って、見えない、見えにくいことに対し配慮、援助することが「共に生きる社会」を実現するためのボランティアであるべきだと考えます。

2. ボランティアの養成について

(1)系統だったボランティア養成のしくみ

視覚障害者に適切なボランティア活動を行うためには、的確な知識と技術、豊富な経験が必要不可欠です。当社では、まず、視覚障害についての理解やボランティア活動の意義などを学ぶ「視覚障害援助ボランティア入門講座」の受講を義務付け、以降「ボランティア養成体系」に基づいて系統的に専門活動ボランティアを養成します。

3 利用者への対応について
(3)利用者サービスの取組み



(2) 豊富なボランティア養成講座の開催

ボランティア養成体系に基づいて、養成講座を開催します。

種類	内 容
点 訳	点訳講座(基礎・応用) 特殊点訳講座(英語・楽譜・理数記号・情報処理・触図) 点訳図書校正講座
録 音	録音講座(基礎・応用) デジタル録音図書編集講座
拡 大	拡大写本講座
介 助	誘導法講座 在宅者援助講座 中途視覚障害者点字指導法講座 パソコンサポートボランティア講座
ス ポーツ・レクリエーション	スポーツ介助ボランティア講座 レクリエーション講座
指 導 者	指導者養成講座

3 利用者への対応について (3)利用者サービスの取組み

平成21年11月に実施した「神奈川県ライトセンター居住者調査」では、回答者からボランティアに関する意見も数多く頂戴しました。

- ・身近な出先で出張講習等をやってもらえると参加する意思はある
- ・平日はフルタイムで働いているので土日に開講して頂けると参加できる
- ・通信教育があるといい

など

講座の開催にあたっては、寄せられた意見も参考に、現代社会の多様なライフスタイルに配慮して、曜日、時間帯、場所、受講形式などを模索していきます。

具体的には、平成22年度から土・日曜日にも講座を設定し、会場もライトセンターだけでなく、日本赤十字社神奈川県支部(以下、県支部という。)でも開催する予定です。また、夜間講座や通信形式については、需要を見定めながら必要に応じて導入を検討します。

曜日・時間帯別講座一覧

	AM(10:00~12:00)	PM(13:30~15:30)	APM(10:00~15:00)
火曜日	誘導法講座①	点訳図書校正講座	デジタル録音図書編集講座
水曜日	拡大写本講座①	ボランティア入門講座① 点訳講座基礎 点訳講座応用	指導者養成講座②
木曜日	拡大写本講座②	ボランティア入門講座③⑤(★) 視覚障害者点字指導法講座 誘導法講座③(★) 在宅者援助講座	指導者養成講座①
金曜日	ボランティア入門講座② 録音講座基礎 録音講座応用	ボランティア入門講座⑥ 特殊点訳講座 スポーツ介助ボランティア講座①	パソコンサポート講座 指導者養成講座②(★)
土曜日	誘導法講座②		スポーツ介助ボランティア講座②
土・日曜日			ボランティア入門講座④ レクリエーション講座

3 利用者への対応について
(3)利用者サービスの取組み

各種講座と修了者の実績および予定数は次表のとおりです。

【年度別講座予定数および修了予定者数】

※H21年度は実績

内 容		H21	H23	H24	H25	H26	H27
ボランティア 入門講座	講座数	5	6	6	6	6	6
	修了者数	150	180	180	180	180	180
点訳講座 基礎	講座数	1	2	1	2	1	2
	修了者数	20	30	20	30	20	30
点訳講座 應用	講座数	1	1	2	1	2	1
	修了者数	14	15	20	15	20	15
録音講座 基礎	講座数	1	1	2	1	2	1
	修了者数	19	20	30	20	30	20
録音講座 應用	講座数	1	1	1	2	1	2
	修了者数	14	15	15	20	15	20
誘導法講座	講座数	3	4	4	4	4	4
	修了者数	24	32	32	32	32	32
拡大写本講座	講座数	1	2	2	2	2	2
	修了者数	15	30	30	30	30	30
点訳図書 校正講座	講座数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	10	10	10	10	10	10
中途視覚障害者 点字指導法講座	講座数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	7	7	7	7	7	7
特殊点訳講座 英、数、譜、触、情	講座数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	24	24	24	24	24	24
スポーツ介助 ボランティア講座	講座数	2	2	2	2	2	2
	修了者数	18	18	18	18	18	18
指導者養成講座	講座数	2	2	2	2	2	2
	修了者数	40	50	50	50	50	50
レクリエーション 講座	講座数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	9	10	10	10	10	10
在宅者援助講座	講座数	1	1	1	1	1	1
	修了者数	10	10	10	10	10	10
デジタル録音 図書編集講座	講座数	1	2	2	2	2	2
	修了者数	8	17	17	17	17	17
パソコンサポート ボランティア講座	講座数	1	1	1	2	2	2
	修了者数	10	10	10	15	15	15
合計	講座数 計	24	29	30	31	31	31
	修了者数計	392	478	483	488	488	488

3. ボランティアのスキルアップについて

(1)ボランティアのスキルを向上するための取組み

現在実施している、講座修了者に対しての点訳技術審査、点訳図書校正技術審査、録音技術審査を引き続き実施すると共に、年間を通じて各種技術勉強会、ボランティア研修会を定期的に開催し、ボランティアのスキルアップを図ります。

なお、当社が主催する主な技術研修会、ボランティア研修会は下記のとおりです。

種類	内容
点 訳	点訳勉強会 点訳図書校正技術者勉強会 特殊点訳勉強会 蔵書点訳技術者勉強会 パソコン点訳研修会 点訳・録音ボランティア合同勉強会
録 音	録音勉強会 録音技術認定者勉強会 デジタル録音図書製作勉強会 点訳・録音ボランティア合同勉強会
拡 大	拡大写本ボランティア勉強会
介 助	中途視覚障害者点字指導ボランティア勉強会 パソコンサポートボランティア勉強会 スポーツ介助ボランティア勉強会
指 導	指導技術研究会(点訳・録音・誘導) 指導者勉強会 リーダー研修会 ボランティア研修会

(2)地域ボランティアの養成支援

県内には、119の視覚障害者援助関係ボランティアグループがあり、4,558名の方が活動しています。これらのグループにライトセンター事業の理解や最新情報の交換等を目的に下記の会議を定期的に開催します。

- ・県内視覚障害援助関係ボランティア代表者会議
- ・神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団合同協議会

※別紙(資料3)「神奈川県内視覚障害者援助関係ボランティアグループ一覧」参照

これらのグループは、地域で次のような役割を担っており、当社はグループ全体の世話役として機能しています。

【当社と協同する際の地域ボランティアグループの役割】

[継続する役割]	[新規に担う役割]
①点字図書製作	①視覚障害者へのパソコン指導
②視覚障害者への点字指導	②視覚障害者への家事動作指導
③代表者会議への出席	③点字雑誌製作
④グループ実態調査への協力	④録音図書製作
	⑤録音雑誌製作
	⑥拡大図書製作
	⑦福祉教室:点字、接し方指導員

当社は、赤十字奉仕団(全119グループのうち、17グループ1,606名が属している)だけでなく、全てのボランティアグループに対して、講座の開催やプログラム・資料の提供、機器の貸与、職員・指導ボランティアの派遣、講師紹介などを行って、地域で活動するボランティアの積極的な養成に努めています。

【当社によるボランティアグループへの支援】

支援内容	場所
①ライトセンターだよりの送付	—
②メールによるタイムリーな視覚障害関連情報の提供	【新規】
③指導者養成講座の開催	ライトセンター
④各種勉強会の開催	ライトセンター、地域
⑤誘導法講座の開催	地域
⑥各種講座の講師紹介	地域
⑦勉強会への講師派遣(職員、指導ボランティア)	地域
⑧福祉教室の開催	地域
⑨プレクストーク講習会の開催	ライトセンター、地域
⑩音声解説付DVD映画体験会の開催	【新規】
⑪講座資料の提供	【新規】
⑫移動ライトセンターの開催 (地域相談会、視覚障害者用日常生活用具の斡旋)	地域
⑬レク・スポーツ教室の開催	地域
⑭視覚障害者用スポーツ器具の貸出	【新規】
⑮プレクストークPTN1の貸出	【新規】
⑯視覚障害者用日常生活用具の貸出	【新規】

4. 神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一緒にとなった事業展開

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団は、ライトセンター内に事務局を置いて活動しているボランティアグループです。

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団のスタートは、昭和34年 神奈川県点訳赤十字奉仕団の結成にさかのぼります。以来、昭和40年の神奈川県点字図書館開館、昭和49年のライトセンター開所を経て、今日まで50年以上にわたり県支部と共に視覚障害者福祉事業を推進してきました。

特に、ライトセンターにおいては、「見えないこと、見えにくいことを援助する」という意識のもと、当社職員がボランティアを養成し、赤十字奉仕団がライトセンターの実活動を担う形で、次の事業を支えてきました。活動は、点訳や音訳、レクリエーション、誘導、拡大写本、在宅者援助、その他の部会に分かれ、716名が分担して行っています。

当社は、今後も神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団と一緒にとなって視覚障害者福祉事業をさらに推進してまいります。

※別紙 (資料5)「指定管理者に関する関心表明書」参照

事業	内容
①情報提供事業	点字図書・録音図書の製作 録音刊行物(テープ・ディジー雑誌)の製作・発送返却作業 個別サービス(点訳・音訳、対面音訳) 拡大写本の製作
②指導訓練事業	視覚障害者への点字指導、パソコン指導 調理等日常生活指導および料理講習会等の介助 視覚障害児の教材作成
③スポーツ振興事業	スポーツ教室介助(水泳教室、レクリエーション教室) スポーツ競技会介助(水泳記録会、サウンドテーブル テニス大会、フロアバレーボール大会)、スポーツ教室の開催
④ボランティア育成事業	ボランティア養成講座指導講師 (点訳・録音・レクリエーション・誘導・拡大写本・ 在宅者援助等) ボランティア研修等指導講師
⑤普及啓発事業	視覚障害者福祉教室指導講師 (誘導・点字体験学習指導) 点字教室指導 スキー、カヌー、ワンデーハイキング、餅つき等の交歓行事
⑥その他	誘導活動 在宅者援助活動

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

才 視覚障害者への情報提供および普及啓発を行う業務

視覚障害者へのサポート力の強化を図るためにには、施設利用者に対しサービスを提供するだけではなく、晴眼者が視覚障害への理解を深めるような働きかけや、視覚障害者が施設に来なくても情報(点字図書など)を気軽に利用できるように地域活動を支援することも重要です。

そこで、こうした地域活動を支援するサービスの拡充や他施設へのアウトリーチ事業などを強化し、神奈川県全体での支援活動を積極的に展開します(視覚障害者自身の地域活動支援についての取組みは、36ページをご参照ください)。

利用者サービスの取組み

才 視覚障害者への情報提供および普及啓発を行う業務のまとめ

1. 視覚障害者への情報提供の取組み

(1)新たに、企業への雇用アドバイス機能や視覚障害者への生活密着情報の提供などを行って、社会生活支援に向けた取組みを強化します。

2. 地域における普及啓発活動への取組み

(1)児童・生徒や教職員などに対して福祉教室などを実施し、学校教育における視覚障害理解を図ります。

(2)公的機関職員やサービス業従事者に対して福祉教室を実施し、視覚障害理解を図ります。

(3)民生委員および一般県民に対して視覚障害理解を促す活動に取組みます。

(4)地域イベントにて「一日移動ライトセンター」を実施し、地域住民への視覚障害理解を図ります。

1. 視覚障害者への情報提供の取組み

(1)視覚障害者(児)の社会生活支援に向けた取組みの強化

盲特別支援学校等や障害者職業能力開発校が主催する研修会、公開授業などへの職員派遣、各機関の発行物の即時入手、関係機関の専門スタッフとの情報の共有により必要な情報を入手します。視覚に障害を持った方が社会生活に積極的にかかわりが持てるよう、下記のような取組みを行って、視覚障害者(児)はもとより受け入れ先へのタイムリーな情報発信を行います。また、福祉事務所や教育機関などと連携を図ると共に、ホームページ、メールマガジン、機関紙等を通じてこれらの取組みをPRします。

①教育に関する情報提供と関係機関の紹介

保護者との面談や児童の発達状況に応じ、適切な教育機関や専門機関との連携を図ります。平行して、一般の幼稚園や保育園に通う幼児の担任に対し適切なアドバイスを行います。

②就労に関する情報提供と関係機関の紹介

視覚障害者が働きやすい職場環境の整備などについて、職場の管理者などにアドバイスを行います。また、就職相談についても、情報を提供し要望に添えるような関係機関を紹介します。

③視覚障害者の雇用団体へのアドバイス機能の整備【新規】

ライトセンターの存在をできるだけ多くの企業に知らせ、職場に視覚障害者や視機能の低下した従業員がいる企業へのアドバイスや相談に応じます。

④安全安心情報の提供

視覚障害者の日常生活や緊急時の安全安心を確保するために、当社が発行している「新型インフルエンザへの対応ハンドブック」や「災害時の対応ハンドブック」などの点字版・録音版を発行し配布しています。今後も引き続き安全安心のための災害時の要援護者に関する情報等の提供を行います。

⑤選挙資料の提供

衆議院議員選挙・参議院議員選挙・県知事選挙については、選挙公報を点字版・録音版(カセットテープ版・デイジー版)として製作し発行します。併せて、候補者名簿も作成し、選挙管理委員会を通じて投票所に名簿を設置します。

また、「ライトセンターだより号外」として、短期間で点字版・カセットテープ版・デイジー版の3媒体による「選挙のお知らせ」を製作し配布します。

⑥生活密着情報の提供【新規】

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」のメニューの一つである地域・生活情報と連携して、福祉情報・催し物情報・観光情報など各種地域情報を提供します。

⑦弱視者やその家族に対してロービジョンに関する情報提供

マンツーマンによる面談を行い、その方に適した最新情報を提供します。さらに、眼科医会や社協にもロービジョンに関する情報提供をします。

⑧JBニュース等情報ネットワークを活用した情報の配信

日本盲人会連合が運営する「点字ニュース即時情報システム」ならびに「音声による点字情報提供システム」の利用を推進すると共に、視覚障害者情報総合ネットワークをはじめインターネット、メール等ITを活用した情報提供に努めます。

2. 地域における普及啓発活動への取組み

(1)学校教育における視覚障害理解を促進する活動への取組み

小中高等学校や各種専門学校の生徒や教職員などの施設見学を積極的に受け入れ、視覚障害者の状況について解説すると共に、点字学習体験や視覚障害者の誘導体験などの機会を提供します。これによって、児童・生徒・学生達の視覚障害への理解を醸成すると共に、教育現場において視覚障害を理解する人材の育成を支援します。

①学校関係対象の福祉教室

総合的な学習の時間や人権教育として、視覚障害者の日々の生活などの話や点字体験などをとおして、視覚障害理解を深めると同時に人それぞれの違いを認め合うきっかけ作りとする。

②教職員対象「福祉一日教室」

教育現場で視覚障害理解の中心的な存在として、授業で指導が行えるよう視覚障害についての講義、点字の歴史や体験、視覚障害者への接し方を学習する。

③中高生対象サマースクール

夏休み期間中に、中高生を対象に視覚障害者の日々の生活などの話や視覚障害への接し方の体験や視覚障害者スポーツ体験などを行い、視覚障害についての理解を深める。

④学校対象のライトセンターキャラバン

学校行事として視覚障害について理解する機会として、視覚障害者の講和や点字体験、ライトセンターの事業紹介等を行う。

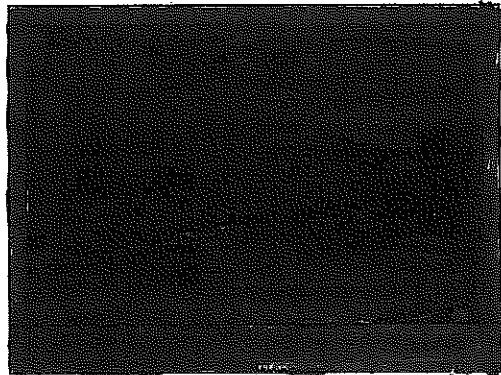
なお上記の学校関係者のほか、一般の団体を対象とした福祉教室なども実施します。

【福祉教室参加者数等】

期間 平成18年4月1日～平成22年3月31日 4年間

実施回数 582回

参加者数 35,865人



(2)公的機関職員やサービス従事者に対する理解促進活動への取組み

公共機関職員やサービス従事者が視覚障害について正しく理解をし、対応できることは、視覚障害者が生活する上で重要です。そこで、神奈川県内の公的機関において、来所者対応などの業務に従事する方等を中心に、視覚障害について理解をする講話、視覚障害者との接し方を中心とした教室を行います。

なお、受講した方については、「ライトセンター視覚障害者福祉教室受講証」を発行し、職場における視覚障害理解のリーダーとしての活躍を期待すると共に、他の方の受講の動機形成を図ります。

3 利用者への対応について (3)利用者サービスの取組み

①公共機関職員対象の福祉教室

警察官、消防士などに対し、視覚障害について理解を得ると同時に、万一の場合などにも正しく接することができるよう、視覚障害者への望ましい対応方法を中心とした教室を実施する。

②サービス従事者に対する福祉教室

ホテルやデパートなど、視覚に障害のある利用客が訪れる可能性のあるサービス従事者を対象に、視覚障害者に正しく接することができるよう、視覚障害者への望ましい対応方法についての教室を実施する。

(3)民生委員および一般県民に対する視覚障害理解を促進する活動への取組み

地域で生活する視覚障害者を支援するには、地域の力が重要です。一般県民に対し視覚障害理解を促進する機会として、ライトセンターだけでなく希望のある場所で福祉教室を積極的に開催します。

(4)その他地域における理解促進への取組み

地域の社会福祉協議会が主催する「福祉大会」「福祉まつり」などで「一日移動ライトセンター」として簡易相談会などを実施し、施設のPR活動に努めると共に、地域での視覚障害者の暮らしと活動の理解を深める働きかけを行います。

I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

力 地域活動支援への取組み状況について

ライトセンターに来所できない方や地域での支援を希望される方に下記のような取組みを行つて、視覚障害者の地域活動を支援します。

利用者サービスの取組み

力 地域活動支援への取組み状況のまとめ

1. 関係機関と連携した、地域活動支援事業の推進

- (1)視覚障害に関する指導訓練事業のアウトリーチ活動を推進します。
- (2)視覚障害者スポーツの振興を図るアウトリーチ活動を推進します。
- (3)「移動ライトセンター」による地域での視覚障害者相談支援を推進します。

2. 地域における視覚障害援助ボランティア活動の支援

- (1)ボランティアが地元で活躍できるように市町村でボランティアを養成します。
- (2)地域のボランティアグループの指導者育成や運営のアドバイスをします。
- (3)当社が中核となって県内で活動しているボランティアグループの連携を強化します。

1. 関係機関と連携した、地域活動支援事業の推進

(1)視覚障害に関する指導訓練事業のアウトリーチ活動を推進

ライトセンターに来所することが難しい視覚障害乳幼児およびその保護者のために、こちらから地域に出向き、障害児への指導と共に保護者へのアドバイスなども実施し、特別支援学校への就学などを支援します。

視覚障害者や家族が相談を受けたいと思っても高齢等の理由で来所できない場合は職員が自宅に出向いて相談に応じ、必要な情報提供を行います。また、当該の視覚障害者から白杖の使い方、拡大読書機やルーペの使用方法を学びたいとの希望が出された場合は、継続的に訪問して必要な訓練を行います。

自宅もしくは自宅に近い所で点字やパソコン操作の指導を受けたい視覚障害者に対して、的確にアドバイスすると共に地元で活動しているボランティアグループを紹介します。また、視覚障害者にとって使いやすい機能のある携帯電話やディジタル図書再生機、その他の便利グッズ等を地域の福祉会館等に持参し地域のボランティアの協力を得ながら、多くの視覚障害者に体験してもらう機会をさらに増やして行きます。

(2)県域全体での視覚障害者スポーツの振興を図るアウトリーチ活動を推進

視覚に障害があってもスポーツと親しむことの楽しさを知っていただき、神奈川県全体の視覚障害者スポーツの振興を図るために、地域に出向き、さまざまなスポーツ教室・レクリエーション教室（フライングディスク教室、グラウンド・ゴルフ教室、ガラッキー教室等）を実施しています。

【スポーツ教室・レクリエーション教室参加者数等】

期 間 平成18年4月1日～平成22年3月31日 4年間

実施回数 36回

参加者数 1,406人

(3)地域での視覚障害者の相談支援の推進

移動ライトセンターを県内各地域で実施し、日常生活用具の使用方法の説明や、各種相談を受け付けます。

2. 地域における視覚障害援助ボランティア活動の支援

(1)市町村でのボランティア養成

市町村において、ライトセンター主催の視覚障害援助に関する誘導法講座等を開催し、地元で活躍できるボランティアを養成します。

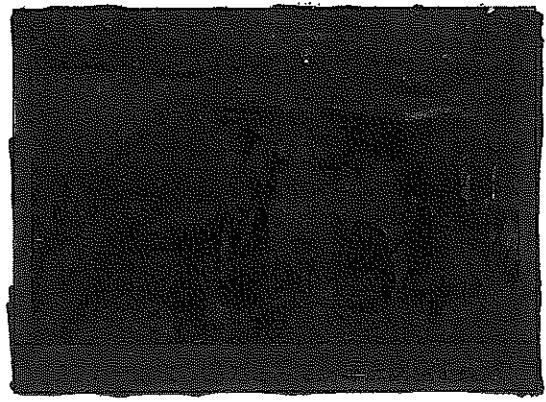
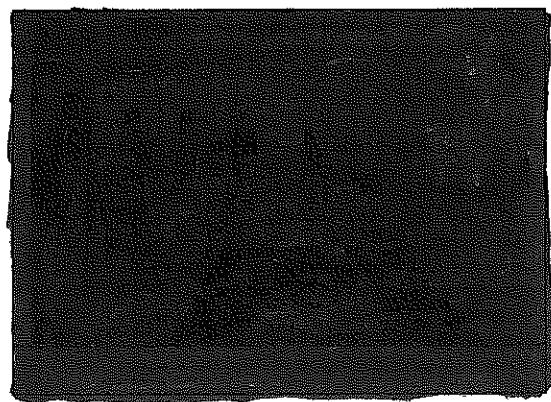
(2)援助ボランティアグループの指導者の育成と運営のアドバイス

各ボランティアグループが独自に講座を開催できるよう指導者を養成します。また、地域のボランティアグループが開催する講座、研修会、行事等に対し、職員や指導者を派遣するなど、サポートを行います。

また、視覚障害者がなるべく近いところでITサポートを受けられるよう拠点作りをします。

(3)ボランティアグループの連携強化

県内で活動しているボランティアグループに活動の場やさまざまな情報提供を積極的に行い、当社が中核となってグループ同士の連携を強化します。



I サービスの向上について

3 利用者への対応について

(3)利用者サービスの取組み

キ 新たな発想に基づく事業提案

下記のような新たな発想に基づく事業提案を行います。

利用者サービスの取組み

キ 新たな発想に基づく事業提案のまとめ

1. 視覚障害者支援に向けた積極的な事業展開

- (1)プール利用時間の延長やニュースポーツの導入、介助ボランティアの養成などを行って、さらなるスポーツ振興を図ります。
- (2)視覚障害者やボランティア、職員が気軽に交流できるサロンを設置します。
- (3)視覚障害者用の用具・機器の展示品を充実します。
- (4)視覚障害者等の来所を促すイベント(音楽祭等)を充実します。
- (5)視覚障害者の就業に関する相談窓口を開設します。
- (6)災害発生時の地域における視覚障害者の安全・安心を支援します。

1. 視覚障害者支援に向けた積極的な事業展開

(1)さらなるスポーツ振興に向けた取組み

視覚障害者が安心して気軽にスポーツを楽しめる場所としての魅力を高めるため、新しいスポーツの導入やスポーツボランティアの養成に取組みます。

①プール利用時間の延長(再掲)

スポーツ施設利用者の中でも体育館に次いで利用者の多いプールの利用者は下記のとおり年々増加傾向にあることから土・日の利用時間を30分延長することを提案します。

【プール年間利用者数】

年度	H18	H19	H20
利用者数	4,738	5,356	5,616

ちなみに、現状の利用時間は、条例の定めのとおりです。

〔改善提案〕

現状:平日／午後1時～午後8時30分
土・日／午前10時～午後4時30分

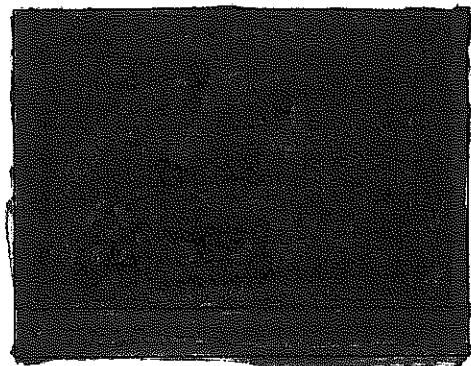


提案:平日／午後1時～午後8時30分
土・日／午前10時～午後5時00分

②視覚障害者向けのニュースポーツの導入

視覚障害者のニーズに応じて、既存のスポーツを視覚以外の情報を頼りに楽しめるようにアレンジして紹介します。

また、フリークライミングやタンデムウォーキングなど視覚障害者スポーツとして導入価値の高いと思われる情報については、迅速に提供します。



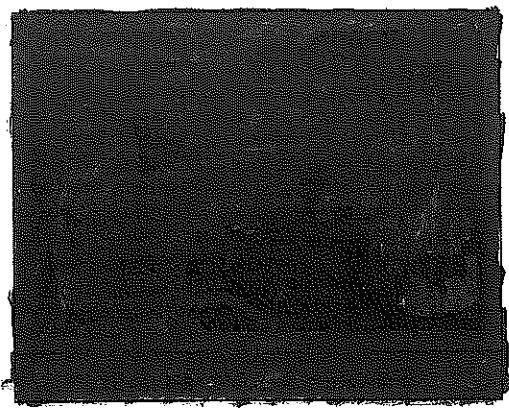
③スポーツ介助ボランティアの養成と活用

スポーツにおける爽快感、達成感は、視覚障害者にとっても十分味わえるものです。視覚障害者がスポーツをする際に介助するボランティアを体系的に養成して行きます。また、スポーツボランティアが活動できる場の提供についても推し進めます。

(2)視覚障害者をはじめボランティアや職員が気軽に交流できるサロンの設置

1ヵ月に1回、午後(12:00～15:00)に、視覚障害者同士や視覚障害者とボランティア・職員等が気軽に交流できる「ふれ・あい サロン」を設置します。

1階の休憩ロビーを会場に、音声解説付映画の放映、プレクストーク体験コーナーや視覚障害相談コーナー、新製品用具体験コーナー、簡単なお茶コーナーなどを設け、視覚障害者－ボランティア－職員の三者が、気軽に話せるサロンを設置し交流の輪を広めます。



(3)視覚障害者用の用具・機器の展示品の充実

ライトセンターが、視覚障害者の地域生活支援の拠点的な機能を発揮するために、視覚障害者用の用具・機器の展示を行います。

従来も、1階ロビーにおいて、用具・機器類の展示を行ってきましたが、説明表記などを加えて情報提供力を高めると共に、新しい用具・機器類も追加します。また、お試し用の貸出し制度も導入し、地域での生活支援に貢献します。

(4)視覚障害者等の来所を促すイベントの充実

ライトセンターを利用したことのない方の来所や、利用者のリピート利用を促すために、気軽に楽しんでいただける企画を中心とした「ふれ・あい祭り」や、音楽系クラブが中心となった「ライトセンター音楽祭」を実施します。

(5)視覚障害者の就業に関する相談窓口の開設

長年のライトセンターの施設運営で蓄積した経験やノウハウを生かし、視覚障害者の就業に関する悩みや不安を解消するための相談対応や、就業に関する情報提供機関などを紹介する相談窓口を開設します。

またさらに、近年民間企業・団体による障害者雇用のすそ野が広がりつつあることに考慮して、視覚障害者の雇用を検討している企業・団体からの、視覚障害者の受け入れに関する悩みや不安、必要な対応策などについての相談も受け付けることとし、**視覚障害者の就業相談のワンストップ化**を目指します。

(6)災害発生時の地域における視覚障害者の安全・安心

神奈川県内には、赤十字防災ボランティアのリーダーが16名、地区リーダーが約500名おり、県内には約20,000人の防災ボランティアが活動しています。

万一、災害が発生した場合、避難所等で視覚障害者に対し適切なサポートが行えるよう防災ボランティアを対象とした視覚障害理解のための教室を実施します。

I サービスの向上について

4 安全管理について

(1)日常時の安全管理

1. 利用者の怪我等の事故防止策

ライトセンターは、視覚障害者が利用される施設のため、特に日常の事故防止策・安全確保策を徹底することが重要だと考えます。当社は、「神奈川県ライトセンター施設安全管理委員会」(別添③)を設置し、「神奈川県ライトセンター安全マニュアル」(別添④)により、全ての利用者に施設を安心してご利用いただけるように下記の取組みを行います。

①施設内および外回りの巡回の実施

施設や設備の不具合による事故などを防止するために、毎日の始業前・終業後と日中に施設内および駐車場など外回りを巡回し、安全管理に努めます。

その際、設備のチェック漏れが生じないように、「日常チェックシート」を作成の上、それに基づいた点検を行います。

②視覚に頼らない安全確保策の推進

床面の点字ブロックや手すりの点字表示だけではなく、階段の入り口や動線が交錯するスポーツ受付などでは、音楽や音による注意喚起を合わせて行います。

また、当社のネットワークを活用し、当施設を利用したことがない視覚障害者を招き、施設の安全チェックを行うことで、視覚に頼らない安全確保に漏れがないかを客観的に把握します。

③ひやり・ハット・気づきの報告および対応

事故を防ぐためには、事故の芽ができるだけ早く摘み取ることが重要となります。このことから、職員だけではなく、ボランティアと共にこの意識を共有し、「ひやり・ハット・気付きの報告」を徹底し事故を未然に防ぎます。また、施設安全管理委員会が中心となり、職員等研修会も実施します。

④利用状況に配慮し徹底した事故防止策

ライトセンターには、講習室、ボランティア室、児童指導室などがあります。本館棟と、障害者が利用するプールやトレーニングルームなどの体育館棟もあり、事故発生の危険性は高くなります。このことから、「神奈川県ライトセンター体育館等安全管理マニュアル」(別添⑤)を別に定め、細心の注意を払い事故発生を防ぎます。

場所	特に配慮する事柄
プール	プールでの事故防止のため、常時2名で対応し、監視は25分ごとに交代して行います。また、利用人数が多い場合は3名体制とし、「大丈夫だろうではなく、危ないかもしれない監視」を実施します。また、利用者の障害状況や利用用途に合わせたコーズ決めなど配慮します。
トレーニングルーム	トレーニングマシンは、日に3回動作確認および安全確認を行います。
階段	転落防止のために、「音や音楽」による案内装置を設置し、動作確認を一日2回実施します。

⑤新型インフルエンザの対策

当社のノウハウを生かし、「神奈川県ライトセンター新型インフルエンザ対策マニュアル」(別添⑥)により感染拡大を防ぎます。

2. 防犯・防災に向けた取組み

ライトセンターは、誰もが自由に入り出しができる公共施設であることから、警察署・消防署・自治会等との協力および連携を強化して、日ごろから情報共有を密にし、防犯・防災への備えを行います。また、前述した施設内巡回や館内点検を徹底することで、防犯意識の強い体制を構築すると共に、休館日や夜間は機械警備を導入し、24時間365日の警備体制を徹底します。

3. 安全対策を補完するための保険の加入

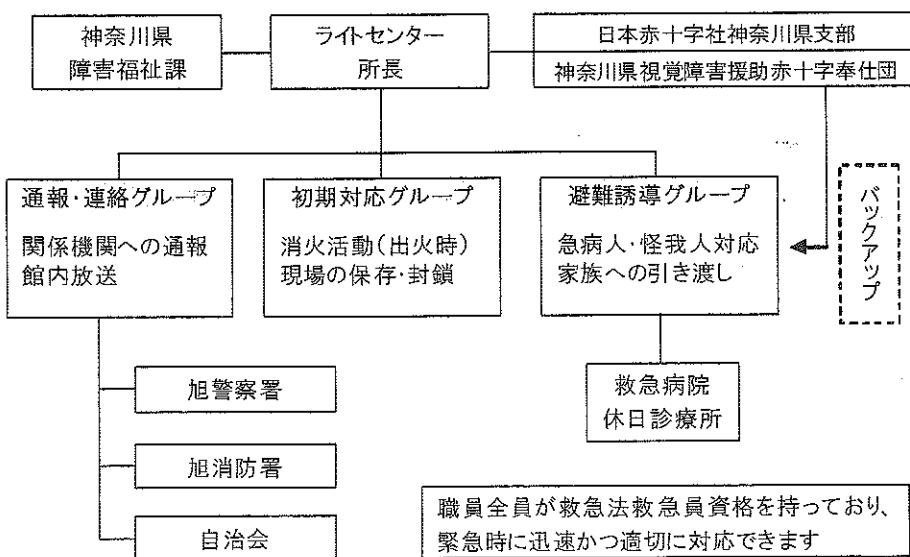
ライトセンターは不特定多数の利用者が活動する場であり、事故や急病等の不測の事態においても、指定管理者としての責務を果たし、利用者の信用を担保することが重要です。

そこで、当社が運営する社会福祉施設のスケールメリットを生かし次の社会福祉事業者総合施設賠償責任保険に加入し、安全対策を補完します。なお、訪問指導など出先での事故も保険の対象となります。

対人 (1事故)	300,000,000円 2,000,000,000円	その他、対人見舞い費用、 事故対応費用
対物	20,000,000円	
管理財物 (うち現金)	3,000,000円 300,000円	
人格権侵害	300,000,000円	
経済的損害	1,000,000円	

なお、万一の事故や災害の際は、下記の緊急対応体制で迅速に対処します。

【神奈川県ライトセンター緊急対応体制】



I サービスの向上について

4 安全管理について

(2)緊急時の対応

1. 事故発生時の対応

①日頃の備え

事故発生時に迅速に行動できるよう、「神奈川県ライトセンター事故発生時対応マニュアル」(別添⑦)を整備し、内部対応体制や対応上の注意、救急病院ならびに関係機関への連絡、事後処理等について取り決めています。年に2回、マニュアルに基づく訓練を行い、事故発生時に確実に行動できるように備えます。また、けが人・急病人に対して適切な応急措置が行えるよう、担架、毛布、包帯、消毒液などの応急手当用品を常備しています。

なお、職員は全員、赤十字の救急法技術を習得しています。また、地震など災害時にも適切な対応ができるよう救護訓練にも参加しています。

②現場対応

事故発生時は、「神奈川県ライトセンター事故発生時の対応フローチャート」(別添⑧)により職員が直ちに現場に急行し、まず、負傷者等の保護、応急手当、救急車の要請、病院への搬送等を行います。

事故発生場所は一時閉鎖(使用中止)を行うと共に現場の状況を観察し、目撃者等から事故概況をヒアリングし、「急病・けが人・事故対処票」で記録します。

③連絡・報告

「神奈川県ライトセンター事故発生時の緊急連絡体制および県への連絡・報告に係る判断基準」(別添⑨)により、直ちに関係職員および県に連絡・報告をします。

④再発防止

施設安全管理委員会を招集し、事故の原因や再発防止策を検討・実施すると共に、緊急対応の適正さについての検証も行います。一連のことは事例として記録し、データ化して、全職員が共有すると共に、日常業務やマニュアル等に反映させます。

2. 災害発生時の対応

①日頃の備え

災害発生時に迅速に行動できるよう、消防計画を定めると共に「自衛消防隊」を組織し、緊急時体制を整備しています。年2回、地元消防署の協力を得て、視覚障害者、ボランティアも参加して防災訓練を実施し、消火、避難誘導、連絡通報、警報機器操作、炊き出し等を行います。さらに、年1回、県支部をはじめ病院、血液センターと合同の非常招集訓練を実施し、非常時に備えます。

なお、休館日や夜間での発生に備え、緊急連絡網を作成し、全職員に携帯させます。

②現場対応

「神奈川県ライトセンター災害救護対応マニュアル」(別添⑩)により災害発生時には、所長をトップとする災害対策本部を設置します。同時に、すべての情報を集約する担当者を配置し、情報の一本化を図ると共に県およびマスコミ対応の窓口とします。来所者のパニックを防止するため、館内放送で正確な情報を提供すると共に、各階に職員を配置して迅速な避難誘導を行います。また、負傷者等の保護、応急手当、救急車の要請、病院への搬送、関係機関への連絡など、事故発生時と同様の対応をとります。火災が発生した場合は速やかに初期消火にあたります。

なお、休業日にあたる職員についても緊急招集します。

③事後措置

施設・設備の被害状況を早急に把握して県に報告するほか、できる限りすみやかに応急措置・復旧措置を講じます。また、緊急対応が適切であったかどうかの検証も行い、マニュアル等へ反映させます。

④非常用物品の常備

地震等の災害でライトセンター内に利用者が一時避難せざる得なくなったこと等を想定し、100人が3日間過ごせるよう、下記の非常用物品を当社で備蓄しています。

【非常用物品等一覧】

	品 名	数量	備 考
1	毛布	100枚	
2	簡易トイレ	20個	
3	キャンプセット(お皿等)	1箱	
4	テーブル	18台	折りたたみ
5	椅子	7脚	折りたたみ
6	ベンチチェア	14脚	2人掛け
7	リヤカー	1台	
8	イージーアップテント	1張り	横幕付き
9	パイプテント	1張り	骨3袋、屋根横幕1袋
10	発電機	2台	
11	簡易お釜セット	2台	
12	非常食 ご飯	900食	白飯、五目ご飯、山菜おこわ等
13	非常食サバイバルフード	240箱	チキンスープ、クラッカー等
14	保存水	160本	1.5L
15	浄水器	1台	

I サービスの向上について

5 その他

(1)関係団体等との連携

当社は、県内の視覚障害者関係団体と積極的に連携を図り、相互の知識・技能・サービスを共有することで、より多くの視覚障害者の利便に供し、また職員の資質を相互に高め合っていきたいと考えます。

また、視覚障害者がライトセンターに来所するには、周辺地域の方々のご理解やご協力も欠かせません。地域の一員としてさらに交流を図っていきたいと考えます。

1. 他の視覚障害者関係施設との連携

下記13の視覚障害者関係団体と「神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会」を組織し、事例検討会や研修会等を実施し、職員の資質向上を図っています。

なお、ライトセンターは、会長および事務局を担当しています。

- ①神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢更生ライトホーム
- ②川崎市盲人図書館
- ③神奈川県立平塚盲学校
- ④横浜市立盲特別支援学校
- ⑤学校法人横浜訓盲学院
- ⑥横須賀市点字図書館
- ⑦藤沢市点字図書館
- ⑧社会福祉法人光友会 藤沢障害者生活支援センター
- ⑨社会福祉法人横浜市総合リハビリテーションセンター 障害者支援施設
- ⑩北里大学病院 眼科
- ⑪財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター
- ⑫NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会
- ⑬社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団 横須賀老人ホーム

2. 周辺地域との交流

最寄りの二俣川駅からライトセンターまでの商店街は、視覚障害者が来所する際に通行します。そのため、敷設されている点字ブロック上の障害物(駐車・駐輪等)を排除するなど、視覚障害者に正しく接することができるようチラシなどを配布し協力を求めます。

また、商店会が毎年実施するお祭りに出展し、商店街だけでなく近隣住民に対しても視覚障害についての理解促進を図ります。さらに、同じ地域で活動する仲間として、ライトセンターフェスティバルに出店してもらうことで、相互理解の場を設けます。

II 管理経費の節減について

経費の縮減と施設の効率的運営という指定管理者制度の意義を踏まえ、積極的にコスト削減に取組みながらも、質の高い施設運営を行えるように、職員の資質向上や業務の効率化・高度化に取組みます。

そのために、当社ならではの堅実な経営体質と、長年にわたる当施設の管理運営ノウハウを發揮することで、業務上の無理や無駄を排除し、コスト削減と質の向上という難しいテーマを、両条件とも実現できるように取組みます。

1. 質の高い利用者サービスを確保するための創意工夫

(1) 専門的スキルを持った職員の効率的な配置

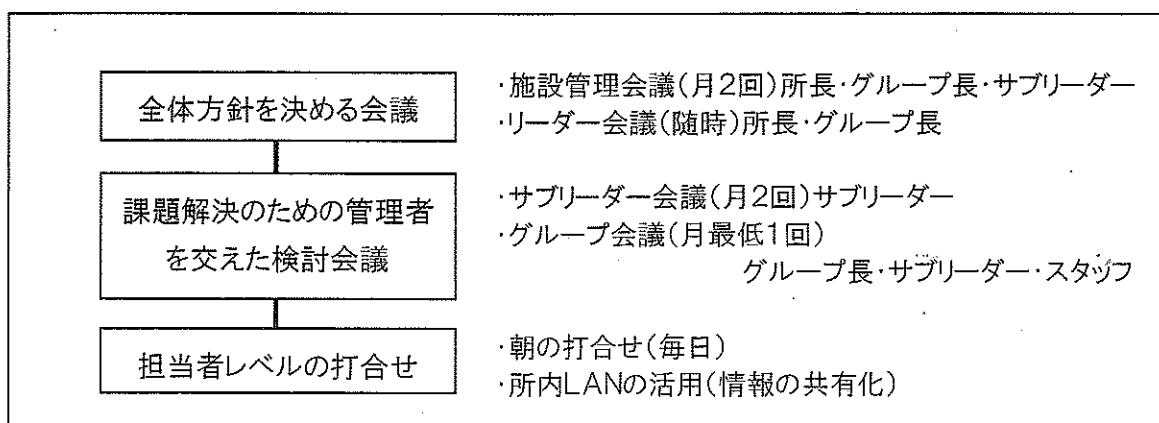
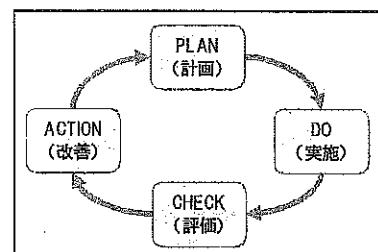
当社には、視覚障害者の支援活動に精通しており、一定以上の技能や資格を保有している職員が多数おります。そこで、これらの専門的なスキルを持った職員をそれぞれの事業部門の中核人材として配置し、それをサポートする形で非常勤職員を配置することで、相互補完的な人員体制を構築します。

これにより、全体での人件費コストを引き上げることなく、なおかつ利用者にとって質の高いサービスが提供できる体制を構築します。

(2) 所内会議の活性化による適切な運営管理

質の高い利用者サービスを提供し続けるには、単に定められた業務を行うだけではなく、定量的・定性的な目標を明確にすると共に、業務遂行の結果を振り返って改善に取組む、PDCAマネジメントサイクルを適切に発揮することが重要だと考えております。

そこで、当社では、次のような仕組みで所内会議を行い、業務のさらなる向上と所内の活性化に取組んでおります。



(3) 職員の意見や提案を施設運営に反映させる仕組み

福祉事業は、担当する職員の資質や取組み姿勢によって提供するサービスの質が大きく左右されるため、職員同士の意見交換の仕組みを整備して、いつでも質が高く統一も取れたサービスを提供することが重要です。さらに、実際に利用者と接する中で、現場を担当する職員が、さまざまにことに気付いたり、改善提案を思いついたりすることもあるため、こうした意見を施設運営に役立てることも大切です。

そこで当社では、次のような取組みを導入し、職員の意見や提案内容を施設運営に反映させる仕組みを整備しています。

- ・気軽な打合せを行える職場環境の醸成
- ・提案制度の採用～所内LANを通じて業務に関する意見・提案を投稿
- ・3つのグループを横断する形で、「プロジェクトチーム」※ を編成
 - ※ 福祉教室プロジェクト
 - ライトセンターフェスティバルプロジェクト
 - 音楽祭プロジェクト
 - 防災運動会(デー)プロジェクト
 - ホームページプロジェクト
 - など

2. 業務の効率化と経費節減の創意工夫

(1) 業務の効率化への取組み

質を低下させずにコスト削減を図るには、業務をより一層効率的に行えるように創意工夫を凝らすことが必要です。またさらに、福祉サービスという、人が担う部分が大きい業務においては、担当者によるサービスの内容や質のばらつきが大きくなるため、業務を標準化し、どの利用者も快適な対応を享受できるように心がけることも必要となります。

そこで、当社では、次のような業務の効率化・標準化への取組みを行っております。

- ①所内LANの活用による情報共有
- ②事務の電子化
 - (文書ファイルの電子化…保存場所や検索の効率化)
 - (福祉教室の受付処理の電子化…全職員が対応でき、スムーズな処理が可能)
 - (相談受付などの電子化…紙回覧の改善)
- ③業務の自己点検によるムリ・ムラ・ムダの排除
- ④業務標準マニュアルの活用による、業務の効率化ならびに改善
- ⑤FAQリストの作成による、利用者相談対応の標準化
- ⑥業務効率化に向けた先進事例の研究
- ⑦全国視覚障害者情報提供施設協会島根あさひ事業所(官民協働運用の刑務所)との協同による業務※の効率化
 - ※島根あさひ社会復帰促進センター訓練生(受刑者)の社会復帰プログラムによる
古い点字図書やアナログ音源のデジタル化等、デジタル変換業務で活用

(2) 業務を効率的に行うための機器の導入(自費配備)

特に、業務を効率的に行うために、高速点字ラインプリンタや点字用紙カッター、自動製本機、丁合機、紙折機などの事務機器だけでなく、視覚障害を持つ社員の業務の効率化を図るために、音声パソコンや携帯端末などを当社自費にて配備します。

(2) 経費節減への取組み

指定管理者として、サービスの質の向上を図りながらも、経費の節減に取組むことは重要なテーマです。そこで当社では、創意工夫を凝らし、次のような経費節減策に取組みます。

〔人員配置・業務時間活用における創意工夫〕

- ①ノー残業デーを導入し、業務を集中して処理するスキルの習得を図る
- ②夜間のスポーツ受付事務を、事務室に統合する
(昼間は、事務室ではなくスポーツ施設ゾーンの入り口に設けた受付スペースで実施している)

〔物品その他経費の使用削減に関する創意工夫〕

- ①所内LANや文書の電子化によるペーパーレス化の推進
- ②コピー用紙の両面使用の徹底
- ③業務用車両(図書を毎日郵便局へ搬入等に使用)を3台から2台に削減
- ④休憩時間や空室等の照明や冷暖房の節電
(ただし、弱視者に配慮して、利用者が通行する廊下などは、適正な照度を確保)
- ⑤職員は、荷物を運ぶとき以外はエレベーターを使用しない
- ⑥組織の扁平化による人件費削減 (49・50ページ参照)

III 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力について

(1)執行体制

ア 職員の配置と障害者雇用

1. 質の高さと効率性を両立させる人員配置

当社は、社会福祉施設の運営を、地域住民等からなる赤十字奉仕団等のボランティア、県支部、赤十字病院との連携によって、赤十字の特性を生かした形で行っています。職員は、定期異動によりさまざまな職場を経験することができるため、他の現場での知識や経験を現在の業務に生かすことができます。ライトセンターにおいても、職員やボランティアの持つ豊富な専門知識や経験を生かせるよう効率の良い人員配置を行って、質の高いサービスを提供しています。

平成23年度からは、新たなサービスの導入と組織のさらなる機動性アップに向けて、従来の3課7係制を3つのグループに再編成します。従来の係長職がサブリーダーとしてグループ長の補佐ならびに現場スタッフの役割も担うことで、役職を11ポストから9ポストに減らし、組織のフラット化を図ります。

グループ内の各担当による相互補完、グループ間の連携、さらにプロジェクトチーム編成による事業推進を行い、組織の多機能化とそれによるサービス品質の向上ならびに迅速化を図ります。

【人員配置】

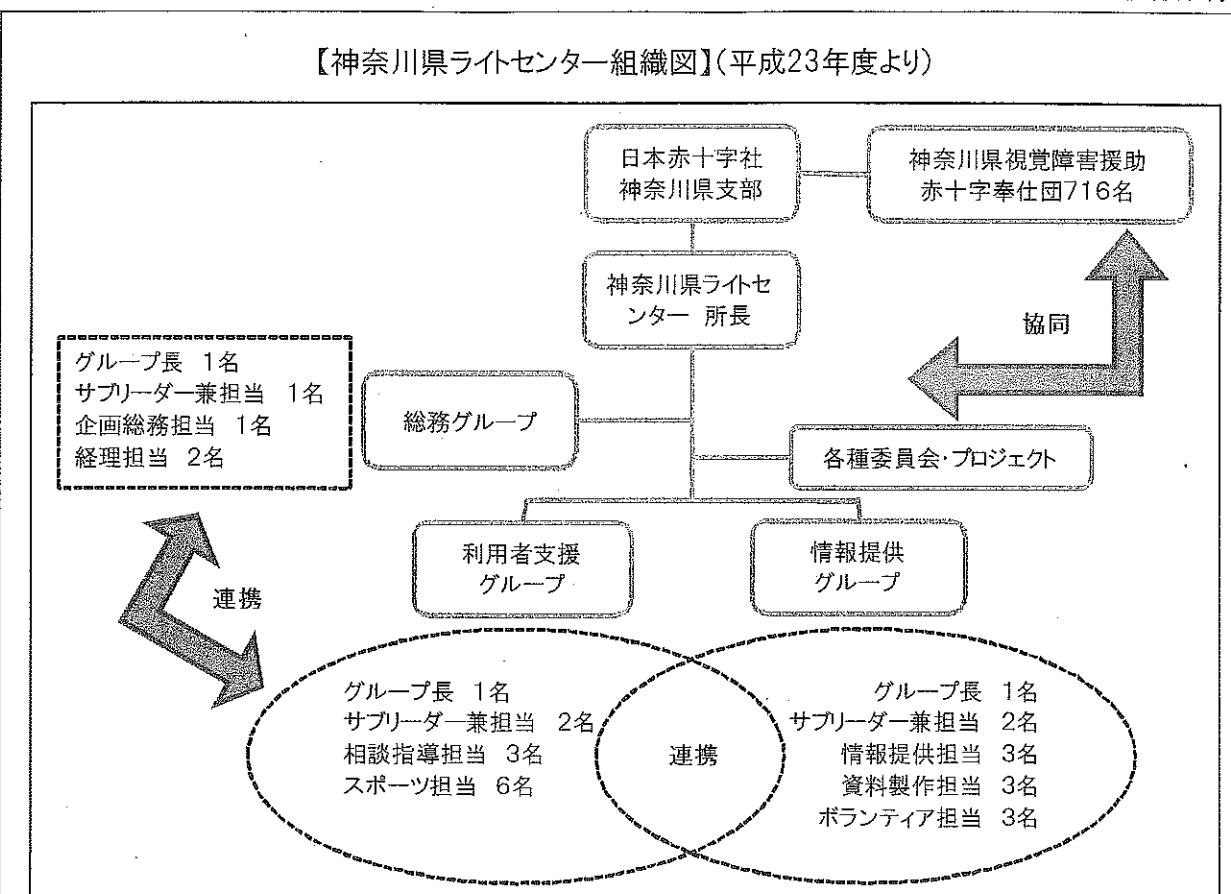
職務名	人数	配置の基準	勤務形態
所長	1	社会福祉事業に30年以上従事し統括責任を担える人材	常勤
グループ長	3	社会福祉事業に25年以上従事し部門責任を担える人材	常勤
サブリーダー	5	社会福祉事業に20年以上従事し部門責任を担える人材	常勤
スタッフ	16	県支部が実施する合同採用試験合格者または専門的知識を有する人材	常勤
スタッフ (嘱託職員)	2	担当業務について的確な知識を持ち業務遂行に十分な能力を持つ人材	常勤
	3	担当業務を遂行する能力がある人材	非常勤

組織は、統括責任者である所長以下、

- ・利用者への情報提供や、提供情報の製作、ボランティア窓口を担う『情報提供グループ』
- ・利用者の相談指導、スポーツ活動支援を担う、『利用者支援グループ』
- ・普及啓発活動、総務・経理全般を担う『総務グループ』

の3つに分かれ、各グループ長、サブリーダーの下にスタッフを配置します。

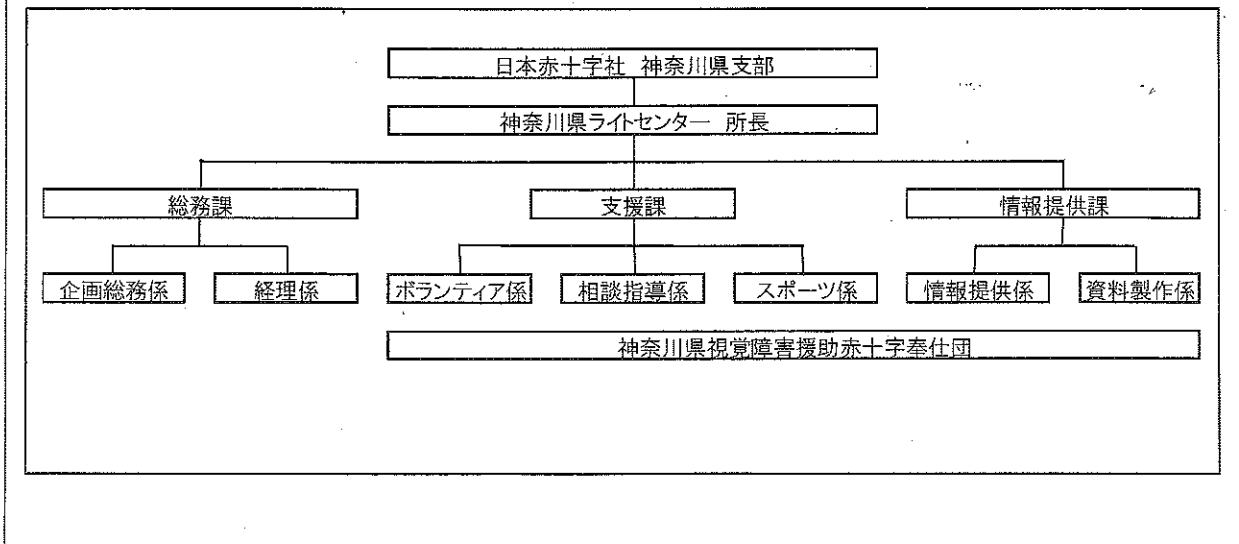
1 人的な能力について
(1)執行体制



利用者支援グループのサブリーダー1名と情報提供グループのスタッフ2名は、視覚障害者です。



【旧組織図】



1 人的な能力について
(1)執行体制

職員の保有資格、修了講習は次のとおりです。

保有資格	人数
図書館司書	3
学校図書館司書教諭	1
幼稚園教諭	2
小学校教諭	3
商業簿記2級	1
社会福祉会計簿記認定(中級)	1
保育士	2
社会福祉主事	4
社会教育主事	1
社会福祉士	1
盲学校教諭	1
盲学校養護訓練教諭	1
児童厚生2級指導員	1
中学校教諭	6
高校教諭	6
実用英語検定準1級	1
実用英語検定2級	4
ケンブリッジ大学英語検定	1
漢字実技検定2級	1
珠算2級	2
健康生活支援講習法支援員	2
健康生活支援講習法指導員	1
全日本スキー連盟1級	1
レクリエーション指導員	1
レクリエーションインストラクター	1
水泳指導管理士	1
基礎水泳指導員	1
プール衛生管理者	1
雪上安全救急員	1
全日本公認スキー・パトロール	1
国際救護要員	1
水上安全法救助員	3
水上安全法指導員	2
サウンドテーブルテニスC級公認審判員	1

保有資格	人数
防火管理者	6
点訳指導技術認定指導員(日盲社協)	2
点字技能士	1
録音技術者指導認定者	4
歩行訓練士	7
障害者スポーツ指導員	1
障害者スポーツ指導員(初級)	2
救急法指導員	5
救急法救急員	全員
幼児安全法支援員	3
幼児安全法指導員	4
日本DMAT隊員	1
防災士	1
音訳指導技術認定指導員(日盲社協)	1
音訳指導者	2
視覚・聴覚障害者対象地デジ説明委員	1
移動支援従事者指導員	1
オプタコンティチャー	2
モーワットセンサーインストラクター	1
いのちの電話相談員	1
研修会修了者	人数
AED講習	全員
「心のケア」研修	全員
点訳講座(応用)	4
点訳講座(基礎)	7
録音講座(応用)	4
録音講座(基礎)	4
誘導法講座	10
拡大写本講座	1
オープンテレコ操作技術講座	1
編集技術講座	2
指導者養成講座	2
点訳蔵書認定講座	1
日本図書館協会中級ステップアップ研修	1

2. 障害者雇用および協同のしくみづくり

当社はこれまでに、障害者雇用でのべ7名の実績があります。ライトセンターにおいては、現在、3名の視覚障害者が職員として常勤しています。

また、当社が実施している講座の内、

- ・視覚障害援助ボランティア入門講座受講後の作業ボランティア
- ・点訳図書校正講座修了後の校正ボランティア
- ・レクリエーション講座修了後の各種交歓行事の実行委員

として視覚障害者に協同した実績があります。その他、福祉教室の指導員としての活躍の場は多く、各種研修会等の講師、点訳図書校正、機関紙の編集委員も担っています。

今後さらに、パソコンサポートボランティア講座、視覚障害者点字指導法講座修了後にパソコン・点字指導者や相談員としての役割が期待されます。

ライトセンターの業務は、スポーツ介助やプール監視など、安全性の点から視覚障害者が担うことが難しい業務もあることから、常勤職員としての配置は現在3名にとどまっています。ただし、支援者として視覚障害者自身に運営に携わってもらうことは重要だと考えますので、積極的に協同する機会を創出していきます。

【視覚障害者が担当した過去の協同実績】 平成18年4月1日～平成22年3月31日 4年間

無 償	・レクレーション講座を受講後、レク部会に所属し、レクボランティアとして活動 2名
	・点訳校正講座を受講後、点訳部会に所属し、点訳校正ボランティアとして活動 2名
	・入門講座を受講後、作業ボランティアとして活動 1名
	・交流機関紙の編集委員として活動 1名 24回
	・視覚障害乳幼児教室講師 1名 1回
	・視覚障害乳幼児保護者教室講師 1名 1回

有 償	・福祉教室の指導員(視覚障害の状況、点字指導) 8名 48回
	・点訳校正者 3名
	・点訳講座講師 1名 39回
	・点訳勉強会 1名 32回
	・ボランティア研修会等講師 7名 12回
	・教養講座講師 1名 1回
	・スポーツ教室講師 1名 2回
	・視覚障害乳幼児保護者教室講師 1名 1回
	・広報誌点字版印刷 1名

【視覚障害者と今後新たに協同を進めたい活動】

- ・相談員として活動(有償)
- ・視覚障害者の点字指導員としてライトセンター内で小集団を対象に活動(無償)
- ・視覚障害者の福祉機器操作の指導員として活動(無償)

III 団体の業務遂行能力について

1 人的な能力について

(2)人材育成等

当社職員研修体系にのつとつて、職場で業務をとおした訓練、教育を行うほかに、視覚障害者のための総合的な福祉施設の職員として必要な基礎的な知識や職制に応じた能力、業務に必要な専門性を身に付けるために、各種の研修を実施します。

特に「神奈川県ライトセンター職員研修実施要綱」を定め、各人の業務報告や課題を検討する職員研修会を実施しています。また、必要に応じて外部研修への積極的な参加、自己啓発支援制度の活用などを図り、職員の専門性の維持・向上につなげます。

なお、当社では、視覚障害者のための福祉施設職員としてだけでなく、赤十字の基本理念である「人道」に基づいて幅広い視野を獲得できるよう、本部における階層別・職能別研修も行い総合的な人材育成を図っています。

1. 視覚障害施設職員としての専門的資質の向上

視覚障害者施設職員として必要な知識の習得、専門的資質の向上を目的に各種研修を行っています。

(1)新任職員研修

ライトセンターの業務は、ボランティアとのかかわりが大きいことから、次のボランティア養成講座を受講することで、「視覚障害者の状況」、「点字の読み書き」、「視覚障害者への接し方(誘導法)」などを習得します。

- ・視覚障害援助ボランティア入門講座
- ・点訳講座(基礎)
- ・誘導法講座

(2)担当者研修

担当業務に応じて次の講座を受講することで、事業の知識と技術を学ぶと共に、事業におけるボランティアとのかかわりを学び、コーディネーターとしての役割を身をもって習得します。

【講座名】

- ・点訳講座(応用)
- ・録音講座(基礎・応用)
- ・拡大写本講座
- ・特殊点訳講座(楽譜・英語・理数記号、情報処理、触図)
- ・点訳図書校正講座
- ・中途視覚障害者点字指導法講座
- ・スポーツ講座
- ・レクリエーション講座
- ・在宅者援助講座
- ・デジタル録音図書編集講座
- ・パソコンサポートボランティア講座
- ・指導者養成講座

(3)職員研修会

担当業務に限らず職員全員が視覚障害者福祉サービス向上について共通理解を深め、施設の管理運営に必要な能力向上を図るために、適時、職員同士の意見交換会や下記のような研修会を実施しています。

特にライトセンターは不特定多数の利用者が来所する福祉施設であるため、万一の事態に対応できるよう、救急法講習は全員が受講します。

【主な研修項目】

- ・個人情報保護について
- ・聴覚障害、聴覚障害者とのコミュニケーションについて
- ・救急法講習会
- ・幼児安全講習会
- ・各係の業務内容について
- ・主事議論会
- ・所内見学方法学習研修
- ・視覚障害者の接し方指導法実技研修
- ・デジタル録音技術学習研修
- ・著作権について
- ・男女共同参画について
- ・パソコンソフトの使用方法
- ・インターネットの活用法

(4)外部研修会

視覚障害者福祉関係の研修会・大会のみならず、関係機関との連携により外部研修会に積極的に参加しています。

- ・神奈川県視覚障害者情報提供施設連絡協議会(加盟7団体)
- ・神奈川県視覚障害者生活技術研究協議会(加盟14団体)
- ・神奈川県図書館協会(加盟135団体)
- ・関東地区点字図書館協議会(加盟17団体)
- ・社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会情報サービス部会(加盟87団体)
- ・社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会(加盟31団体)
- ・特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会(加盟93団体)

(5)職員ハンドブックの配布

全職員に対し、職員として理解しておくべき基本的な知識(理念、規則、接遇マナー、制度等)を記載した「職員ハンドブック」を配布し、共通の認識を持つようにしています。

(6)自己評価の実施

赤十字の理念に基づいた運営を行っているか、年1回、当社が定める自己評価を実施しています。その結果は、施設の運営方針を検討するための材料として活用し、施設の機能を高め地域福祉向上に寄与しています。

2. 福祉サービス従事者に必要な資質の向上

当社では、視覚障害者のための総合的な福祉施設の職員としてだけでなく、「人の痛みや苦しみに目を向け、常に想像力を持って行動する」という赤十字の基本理念である「人道」に基づく人材育成、資質向上を目的に、次のような階層別・職能別(専門)の研修を行っています。

	内容	頻度
階層別研修	新規採用職員研修・同フォロー研修 中堅職員研修 新任係長研修・同フォロー研修 新任課長研修・同フォロー研修	年1回
職能別研修	接遇研修 広報研修 危機管理研修 人権研修 個人情報保護研修 救護班主事研修 ボランティア担当者研修 社会福祉施設直接処遇部門リーダー研修	年1回

3. 人事考課制度の活用

「ライトセンター勤務評定要領」を定め、職員の勤務実績ならびに職務に関する適正、能力、取組み姿勢等の評定を統一的に行い、職員の能力開発、適正配置、昇任および昇格・昇給等給与管理のための基礎資料として活用し、適正な人事管理を行い、組織目標、職員目標を定め、計画的に目標達成に向け行動することで、人材育成を図ります。

4. 自己啓発支援制度の充実

産業能率大学の通信教育講座の受講料補助制度を設けて、パソコンのスキルアップ、コミュニケーションスキルアップ等の講座受講など、職員の能力向上を支援しています。

また、当社では、業務上必要な資格(※)については、積極的に取得させています。

※ レクリエーション指導員、プール衛生管理者、基礎水泳指導員
水泳指導管理士、サウンドテーブルテニスC級公認審判員

5. 障害者福祉サービス従事者にふさわしい人材の採用

当社は、赤十字の理念である「人道」を理解し、その実現のために「無関心に陥ることなく、人の痛みや苦しみに目を向け、常に想像力をもって行動」しようという意欲のある人材を採用しています。神奈川県内各赤十字施設職員の採用については、基本的に合同選考を実施し、3段階に分けて職務遂行能力検査、小論文、適性検査、面接を行います。

特に、社会福祉施設の運営に従事する者には、障害を持つ人も、持たない人も、共に地域社会の中で暮らせるすることを目的としたノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的な支援を必要とする方々が個人の尊厳をもって、自立した生活を送っていただくためのお手伝いをする「援助」の立場を理解させます。

さらに、ライトセンターにおいては、合同選考で採用する一般職(事務職)のほかに、歩行訓練士、図書館司書、点字技能士等のライトセンター特有の専門的知識を必要とする専門職は独自の基準(小論文、面接)によって採用します。

III 団体の業務遂行能力について

2 法令等を遵守する能力について

(1)指定管理業務を行う際の環境への配慮

1. 環境に配慮した取組み

公の施設の管理者として、県民の地域環境はもとより、地球環境に配慮した管理運営を行うことは当然の責務であると考えます。

そこで、県の地球温暖化防止実行計画や、ISO14001、省エネ法などの理念に基づき、「神奈川県ライトセンター環境・エコ委員会」(別添⑪)による下記のような取組みを行い、指定管理業務の中での5R(Refuse Reduce Reuse Repair Recycle)を徹底します。

項目	具体的な内容
廃棄物等の削減	<ul style="list-style-type: none">・ゴミ分別を徹底し、リサイクルに取組みます。・両面コピーやミスコピーの利用を推進する。・エネルギー使用量の削減に向け、冷暖房温度設定を徹底する。・施設の樹木類の剪定枝や落ち葉等の再利用
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none">・再生トナーや再生紙、再生トイレットペーパーなど、消耗品については、グリーン認定商品を優先的に購入する。
農薬・殺虫剤や環境に悪影響を及ぼす洗剤類の原則不使用	<ul style="list-style-type: none">・農薬や殺虫剤等は、生態系に悪影響をおよぼす可能性があるため原則として使用しない。
来所者の啓蒙活動	<ul style="list-style-type: none">・ゴミの分別を推進します。・視覚障害者も分別しやすいよう、形の違うゴミ箱を採用しています。

2. エネルギー消費量の削減に向けた取組み

県の地球温暖化防止実行計画や省エネ法への取組みに貢献するために、上述のとおり、電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーの使用量の削減に努めると共に、使用状況を定期的に報告します。

また、毎月の電気・ガス・ガソリンなどの使用量を、施設の利用者向けに情報提供することで、職員のエネルギー消費量の削減意識を醸成すると共に、施設利用者の啓発を図ります。

なお、施設内の電球の切り替え時には、LED電球を採用するなど、さまざまな観点からエネルギー消費量の削減に向けた取組みを行います。

III 団体の業務遂行能力について

2 法令等を遵守する能力について

(2)個人情報保護の考え方

1. 個人情報保護および情報セキュリティへの取組み

ライトセンターでは、施設利用時や相談受付時などに、住所、氏名、年齢、性別、生年月日、電話番号、障害内容など重要な個人情報を取り扱います。そのため、お預かりした個人情報を適切に取り扱うことは、非常に重要な社会的責任であると考えます。

特に、取り扱い個人情報件数が現在およそ8,000件あり、個人情報保護法における「個人情報取扱事業者」(第2条3項)となることから、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例および日本赤十字社個人情報保護規定に従い、万全な情報セキュリティを次のとおり講じます。

①個人情報保護委員会(別添⑫)による徹底およびヒアリング

所長を委員長として、個人情報保護の徹底を図ります。また、年1回職員等に対して個人情報保護の現状を確認するために、ヒアリングを実施します。

②個人情報保護方針(プライバシーポリシー)の周知

当社は、個人情報保護法や神奈川県個人情報保護条例に沿った「個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」を作成しており、職員にも周知を図っています。

今後も方針を徹底できるよう、事務所の受付窓口および当社のホームページ上で掲載します。

③個人情報安全管理マニュアルの整備と定期的な研修による徹底

ライトセンターでは、その施設の特性上、かなり秘匿性の高いプライバシー情報を取り扱うことも少なくありません。そのため、全職員が個人情報を適切に取り扱うことができるよう、「神奈川県ライトセンター個人情報取扱マニュアル」(別添⑬)を整備し、安全管理の徹底を図り運営しています。

特に、プライバシー保護上重要となる、個人情報の取得・利用・問合せ対応・管理・廃棄の5つのステップにおいて、下記のポイントに沿って具体的な取り扱い方法を定めると共に、毎年1回、個人情報保護研修を実施することで、周知徹底を図っています。

④インターネットやIT機器による個人情報保護の徹底

USBメモリを代表とした外部メディアによる個人情報の漏洩を防ぐために、個人のUSBメモリなど事前に登録されていない、機器の使用を防ぐシステムを導入します。また、USBメモリの使用はハードウェア暗号化されるもので、ライトセンターから貸与するものに限定します。

さらに、「所内ネットワーク及びインターネット利用のための要綱」(別添⑭)を定め、WinnyやShareなどのファイル共有ソフトウェアの使用禁止を明記すると共に、サーバー等で使用を防ぎます。

⑤コンプライアンス統括室による指導・監査

個人情報保護、情報セキュリティの徹底およびソフトウェアの適正な使用などコンプライアンスを総合的・総括的に管理・推進するために、コンプライアンス統括室を設置し、指導監査を実施します。

個人情報を取得するとき	①利用目的を具体的に特定し、通知する。 ②本人から直接に、適正に取得する。本人以外からの収集は、本人の同意を得て行う。
-------------	--

個人情報を利用するとき	①通知した目的の範囲内で利用する。 ②本来の目的とは異なる目的で利用する場合は、事前に同意を得る。 ③第三者に提供する場合には、本人の同意を得る。	
個人情報への問い合わせに対応するとき	①問い合わせに対しては、本人かどうかを確認する。 ②本人から、開示・訂正・削除・利用停止を求められた場合は、速やかに対応する。	
個人情報を管理するとき	①権限を持った人以外は見ることができないように、デジタルデータにはIDやパスワードを設定すると共に、個人情報を格納したロッカーや引き出しは必ず施錠する。 ②外部に持ち出さないように全員に徹底する。	
個人情報を廃棄・消去するとき	①個人情報が記載されている書類を廃棄する場合はシュレッダーにかけ、個人情報を格納しているパソコンやCD-ROMなどを廃棄する場合は物理的に破壊する。 ②個人情報を格納していたパソコンをリース元に返却する場合は、専用のデータ抹消ソフトを使用する。	
2. 個人情報保護および情報セキュリティに関する体制		
個人情報の適切な取り扱いを徹底・推進できるように、日本赤十字社個人情報保護規定により下記のとおり、個人情報保護に関する責任者や取扱担当者を設置します。		
また、ライトセンターにおける個人情報の取り扱いについて、利用者などからの苦情・相談を受け付けるための窓口を設置し、自分の個人情報に関して、気軽に問合せや相談ができる体制を構築します。		
個人情報保護責任者	所長	ライトセンターにおける個人情報保護の責任者
個人情報管理者	総務グループリーダー	ライトセンターにおける個人情報保護の管理総括者
個人情報管理補助者	総務グループサブリーダー	ライトセンターにおける個人情報管理者の補助者
個人情報取扱担当者	特定職員	ライトセンターでの業務上、利用者の受付業務など個人情報を取り扱う可能性がある者で、個人情報保護研修終了者
情報システム管理責任者	所長	ライトセンターにおける情報システムが適切に構築できているか、セキュリティ体制が万全かについて監督・指導
個人情報相談窓口	事務所	ライトセンターでお預かりしているご自身の個人情報について、苦情や相談がある方への対応窓口

III 団体の業務遂行能力について

3 その他

(1)これまでの実績

当社は、生活を営むうえでさまざまなサービスを必要としている高齢者、児童、障害者等を介護、保護、育成し、治療、訓練などにより自立を援助するため、全国28ヵ所で社会福祉施設を運営しています。

これらの社会福祉施設では、施設に入所されている方へのサービスはもちろんのこと、慣れ親しんだ地域でサービスを希望される方には、デイサービス、ショートステイ、電話相談サービスなどの在宅サービスも行っています。また、地域に根ざした施設を目指すため、保健・福祉の知識を普及するための各種教室や行事も積極的に開催しており、利用者やそのご家族、さらに地域住民の方にも参加していただいている。

障害者施設では、障害を持つ人も、持たない人も、共に地域社会の中で暮らさせることを目的としたノーマライゼーションの考え方に基づき、全国4ヵ所で障害者福祉施設を運営しています。

■視覚障害者情報提供施設2カ所

①神奈川県ライトセンター

平成18年 神奈川県ライトセンター(指定管理者)
 昭和49年 神奈川県ライトセンター(受託運営)
 昭和40年 神奈川県点字図書館(受託運営)
 昭和30年 愛の赤十字文庫点字図書室
 昭和25年 赤十字愛の文庫

②日本赤十字社北海道支部点字図書センター(昭和61年度設立)

※別紙(資料4)「主なライトセンター事業の推移」参照

■障害者支援施設1カ所

徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療護園 平成18年度(譲渡)

■補装具製作施設1カ所

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所 昭和27年度設立

■肢体不自由児施設(3カ所)

青森県立はまなす医療療育センター 昭和36年度設立(平成18年指定管理者)
 大阪赤十字病院附属大手前整肢学園 平成19年度(譲渡)
 徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね学園 平成18年度(譲渡)

■重度心身障害児施設(1カ所)

徳島赤十字ひのみね総合療育センター ひのみね療育園 平成18年度(譲渡)

■乳児院(8カ所)

日本赤十字社医療センター附属乳児院 昭和23年設立
日赤岩手乳児院 昭和9年設立
秋田赤十字乳児院 昭和24年設立
日本赤十字茨城県支部乳児院 昭和25年設立
富山県立乳児院 昭和26年度(委託)(平成18年指定管理者)
松本赤十字乳児院 昭和29年度(譲渡)
松江赤十字乳児院 昭和32年度(譲渡)
徳島赤十字乳児院 平成18年度(譲渡)

■保育所(3カ所)

日本赤十字社小樽保育所 昭和36年度設立
日本赤十字社釧路さかえ保育園 昭和45年度設立
武藏野赤十字保育園 平成14年度(譲渡)

■児童養護施設(1カ所)

赤十字子供の家 昭和25年設立

■特別養護老人ホーム(8カ所)

日赤鶯鳴荘 昭和54年設立
小川ひなた荘 昭和60年設立
彩華園 平成17年(譲渡)
大寿園 昭和54年設立
豊寿園 平成9年設立
錦江園 昭和49年設立
那覇市安謝福祉総合施設 平成10年(受託)(平成18年指定管理者)
やすらぎの郷 平成17年(譲渡)

III 団体の業務遂行能力について

3 その他

(2)法人独自の取組み

1. スケールメリットを生かした普及啓発活動

県内には、県支部のほか、3病院・3診療所、2血液センター・8献血ルームがあります。各施設の広報担当者による「広報委員会」を県支部が中心となり運営しています。県内赤十字ネットワークを生かし、ボランティア講座開催の案内など県内視覚障害者に対する支援の輪を広めます。

また、県支部が発行している「日赤かながわ」(年4回、計92,000部)には、ライトセンターからの情報を掲載し、視覚障害理解を促進します。さらに、ライトセンターからの情報もマーリングリストに掲載するなど、県内赤十字施設が力をあわせた普及啓発活動を行います。

2. 視覚障害援助のボランティア活動

■神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団の活動

点訳、録音、レク、誘導、拡大、在宅者援助の5つの部会に分かれ下記のボランティア活動を行っています。ライトセンターが団員の養成を行い奉仕団が視覚障害者の援助活動を行うという役割分担がなされ、一体となって視覚障害者福祉事業を推進しています。特に在宅者援助部会の活動は、在宅での視覚障害者援助という他に例のない特筆すべきものです。

【神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団各部会主な活動実績】

部会名	項目	H18	H19	H20	H21
点訳部会	蔵書タイトル数	155	152	166	161
	蔵書巻数	611	565	640	645
録音部会	蔵書タイトル数	215	217	234	274
	蔵書巻数	1,911	2,060	2,194	2,108
レク部会	ディジー蔵書タイトル数	150	241	300	306
	行事数	4	4	4	4
誘導部会	参加者数	134	153	134	143
	活動件数	455	433	458	416
拡大写本部会	タイトル数	114	74	115	116
	分冊数	1,867	1,225	1,109	1,084
在宅者援助部会	枚数	23,743	52,311	52,003	32,848
	活動件数	82	64	132	114

■県内視覚障害援助関係赤十字奉仕団等への支援

県内視覚障害援助関係赤十字奉仕団、神奈川県点訳奉仕団(会)連絡協議会、神奈川県録音奉仕団(会)連絡協議会、神奈川県誘導活動連絡協議会に対し、活動助成金(平成21年度実績313万円)を支出しています。また、活動に必要な機材を貸与する等の支援を行っています。

(資料 1)

平成21年度ライトセンター固定資産管理台帳(日赤備品一覧)

(単位:円)

種類及び名称	取得年月日	数量	取得価額
車両運搬具	車両(キャラバン)	H15.12.3	1台 2,532,795
	車両(セレナ)	H18.2.2	1台 2,353,100
	車両(クリッパーバン DX AT)	H21.1.9	1台 1,210,380
車両運搬具計		3台	6,096,275
器具及び備品	ノートパソコン(IBM シンクパッド i-1465)	H12.3.16	1台 334,333
	立体コピー機	H12.12.27	1台 651,000
	ブレイルメモ	H13.1.15	1台 209,245
	ブレイルメモ	H13.1.15	1台 209,245
	ブレイルメモ	H13.1.15	1台 209,245
	点字ディスプレイ(ALVA544JP サテライト)	H14.3.29	1台 617,500
	点字プリンター ESA721	H15.1.31	1台 1,018,500
	点字ラインプリンタ	H15.3.26	1台 3,940,000
	点字ラインプリンタ	H15.3.26	1台 3,940,000
	点字ラインプリンタ	H16.3.23	1台 3,940,125
	ランニングマシン(ラボード X70)	H16.3.24	1台 787,080
	社福特会用デスクトップパソコン	H16.1.13	1台 252,210
	帳合機	H16.12.20	1台 729,750
	CDコピー機タワー	H16.12.22	2台 525,000
	CDコピー機オート	H16.12.22	1台 1,732,500
	ノートパソコン IBM Think Pad G41	H16.12.24	3台 1,374,950
	点字ブレイルノート 46X	H16.12.24	2台 898,000
	電子ピアノ	H17.1.13	1台 247,800
	点字タイプライター(ペーキングブレーラー)	H17.2.9	1台 125,000
	AED(自動体外式除細動器)	H17.7.20	1台 487,767
	製本機(デューバインダー DB-50)	H17.12.16	1台 351,750
	紙折機 DF-920	H17.12.16	1台 309,750
	コピー機 DocuPrintC830	H17.12.8	2台 270,900
	拡大読書器 AV-100	H18.1.18	1台 192,200
	点字用紙カッター V-555BR	H18.3.3	1台 523,950
	点字用紙カッター V-555BR	H18.2.14	2台 1,047,900
	デジタル図書・雑誌用 CDR デュプリケータ	H18.2.7	2台 538,450
	デジタル図書・雑誌用 CDR デュプリケータ	H18.2.14	1台 262,500
	ドットプリンター一式	H18.3.31	1台 106,051
	コードレス ステアマスター	H18.3.17	1台 559,000
	コードレス バイク	H18.3.17	1台 364,350
	郵便料金計器(ピツニーポウス)	H19.2.14	1台 604,800
	点訳用パソコン(レノボ・ジャパンデスクトップ)	H19.3.16	1台 146,275
	点訳用パソコン(レノボ・ジャパンノートパソコン)	H19.3.16	3台 409,185
	視障者ネットワーク情報端末(ブレイルセンス)	H19.3.23	1台 627,060
	携帯用情報端末機(ブレイルポケット)	H19.3.29	3台 747,000

操作指導用パソコン(デスクトップビスタ)	H19.3.30	1台	146,275
操作指導用パソコン(デスクトップ XP モデル	H19.3.30	1台	143,283
エプソン プロジェクター EMP-1815	H20.1.10	1台	250,950
ラボード XP70sh	H20.1.10	1台	1,098,300
全自动血圧計	H21.7.10	2台	437,850
エアロバイク	H21.7.10	2台	265,440
ジョーバ	H21.7.10	1台	265,965
レッグプレスマシン	H21.7.10	1台	504,000
グラウンドゴルフセット	H21.7.10	2台	335,664
器具及び備品計		59台	32,738,098
固定資産合計		62台	38,834,373

200910.7 現在

(資料 2)

クラブ活動グループ一覧

No.	文化系クラブ名	人数	活動回数	No.	スポーツ系クラブ名	人数	活動回数
1	英会話	16	月2回	15	球技	21	月2回
2	ハイモニ力	22	月2回	16	自彊術	21	月2回
3	華道	10	月2回	17	社交ダンス	50	月2回
4	カラオケ	31	月2回	18	水泳	18	月2回
5	コラス	31	月1回	19	スキーアクティビティ	94	月1回
6	コールフェリーチェ	13	月1回	20	サウンドテニス	11	月1回
7	茶道	13	月2回	21	フォークダンス	37	月1回
8	手芸	16	月2回	22	サウンドテーブルテニス	30	月2回
9	大正琴	18	月2回	23	ヨガ	14	月1回
10	手作り楽器	18	月2回	24	ヨット	46	月2回
11	俳句	23	月1回	25	ソフトエアロビクス	24	月2回
12	パソコン	12	月1回	26	ゴルフ	27	月6回
13	料理	23	月1回	27	マラソン	31	月2回
14	オカリナ	20	月1回		計		690

(資料 3)

神奈川県内視覚障害援助関係ボランティアグループ一覧

2009/5/31 現在

No.	奉仕団名	連絡協議会所属				全体会員数	赤十字奉仕団 団数	赤十字奉仕団 人数
		点	録	誘	拡			
1	神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団 点録誘拡	○	○	○	○	716	○	716
2	横須賀市点訳奉仕会 点拡	○			○	103		
3	平塚点訳赤十字奉仕団 点拡	○			○	88	○	88
4	鎌倉市点訳赤十字奉仕団 点	○				111	○	111
5	横浜六点の会					7		
6	藤沢市点訳奉仕会 点	○				74		
7	小田原点訳赤十字奉仕団 点	○				45	○	45
8	茅ヶ崎市点訳赤十字奉仕団 点	○				57	○	57
9	逗子市点訳奉仕会					17		
10	相模原市点訳赤十字奉仕団 点	○			○	73	○	73
11	秦野市点訳赤十字奉仕団 点	○				61	○	61
12	厚木市点訳赤十字奉仕団 点拡	○			○	92	○	92
13	大和市点訳赤十字奉仕団					40	○	40
14	伊勢原市点訳赤十字奉仕団 点拡	○			○	56	○	56
15	海老名市点訳グループ みのりの会 点	○				50		
16	座間市点訳サークル あかり会					20		
17	葉山点訳の会					21		
18	寒川町点訳奉仕グループ「グループあい」					13		
19	福祉ボランティア 点字グループ「若葉」(開成町)					24		
20	点字サークル はこね					8		
21	愛川町点訳友の会					11		
22	津久井点灯むしの会					35		
23	横浜点訳ボランティアグループ					92		
24	保土ヶ谷区点訳サークル「虹」					34		
25	オカト・ファミリエ(保土ヶ谷区・点訳)					7		
26	そよかぜ(金沢区)					6		
27	点訳グループ「つくし」(青葉区)					32		
28	横浜点訳グループ「はまかぜ」(戸塚区)					14		
29	瀬谷点訳友の会					11		
30	アイの会(瀬谷区・点訳)					16		
31	芽の字会(高津区・点訳)					72		
32	里の芽会(多摩区・点訳)					12		
33	横須賀市音訳ボランティア はまゆうの会 錄		○			103		
34	鎌倉朗読・録音奉仕会 錄		○			71		
35	藤沢市録音奉仕会 錄		○			70		
36	小田原録音奉仕会 錄		○			44		
37	小田原朗読ボランティア もくせい会					24		
38	茅ヶ崎録音奉仕会 錄		○			60		

39	なかま(茅ヶ崎市・録音)				27		
40	録音ボランティアグループ やまばとの会(逗子市) 録	○			55		
41	相模原市録音奉仕会(ひばり) 録	○			88		
42	ひばりの会(三浦市・録音)				12		
43	秦野市録音奉仕会 ひまわり 録	○			39		
44	厚木市録音赤十字奉仕団 録	○			64	○	64
45	朗読ボランティア 糸の会(厚木市)				21		
46	大和市録音奉仕会 録	○			42		
47	伊勢原市録音赤十字奉仕団 やまだり 録	○			33	○	33
48	伊勢原市立図書館 朗読・録音ボランティア 野の会				9		
49	海老名市音声訳ボランティア 矢ぐるまの会 録	○			46		
50	座間市録音奉仕グループ 泉の会 録	○			32		
51	綾瀬市録音赤十字奉仕団 録	○			27	○	27
52	録音奉仕 麦笛の会(寒川町)				14		
53	音訳の会 葉山やまばと 録	○			46		
54	二宮町ボランティアグループ 声の広報				15		
55	南区ボランティアグループ“ピノキオ”				17		
56	録音ボランティア うぐいす会(中井町)				9		
57	録音ボランティアグループ「あやの会」(大井町)				14		
58	松朗会(松田町・録音)				13		
59	ふきのとう 録音友の会(山北町)				12		
60	福祉あしかみグループ(山北町・録音)				6		
61	ボランティアグループ「四つ葉」(開成町)				38		
62	箱根町録音サークル				13		
63	湯河原録音奉仕会				9		
64	真鶴録音奉仕会				10		
65	愛川町録音ボランティアグループ「かえでの会」 録	○			24		
66	録音奉仕会「かつら」(相模湖町)				21		
67	VOICE神奈川(神奈川区・録音)				13		
68	紅葉坂教会録音奉仕グループ もみじの会(西区)				19		
69	横浜市音声訳グループ「やまびこ」				56		
70	保土ヶ谷録音グループ「はし」				30		
71	磯子区録音ボランティア アマリリスの会				20		
72	音声訳ボランティアの会 COSMOS(栄区)				40		
73	港北録音グループ				33		
74	音声訳グループ「戸塚朗読会」				37		
75	港南音訳ボランティア いとでんわ				26		
76	朗読・録音ボランティア なみの会(旭区)				18		
77	録音グループ エコー(旭区)				8		
78	朗読・録音グループ「みどり」(緑区)				24		
79	音声訳グループ つくしの会(瀬谷区)				19		
80	朗読・録音奉仕会「かもめ」(青葉区)				46		
81	朗読ボランティアの会「いずみ」(泉区)				17		
82	つづき音声訳グループ「あかり」(都筑区)				15		
83	水車の会(川崎市) 録	○			52		

84	朗読ボランティアグループ かざぐるま(中原区)				28			
85	横須賀市視覚障害サポート協会 誘		○		40			
86	鎌倉市誘導ボランティアグループ「虹のつばさ」				21			
87	藤沢市誘導奉仕会(サンウォーク)				62			
88	茅ヶ崎誘導グループ 草笛 誘		○		48			
89	秦野市誘導赤十字奉仕団「歩歩の会」誘		○		23	○	23	
90	ささの会(相模原市・誘導) 誘		○		26			
91	厚木市誘導赤十字奉仕団 誘		○		35	○	35	
92	海老名市誘導ボランティア 虹の会				42			
93	座間市視覚障害者誘導グループ 誘		○		15			
94	ボランティアグループアイアイ(城山町・誘導)				6			
95	藤沢市拡大写本グループ「ひまわり」拡			○	15			
96	拡大写本サークル「つばさ」(座間市) 拡			○	25			
97	拡大写本グループ 赤いくつ(港北区) 拡			○	22			
98	拡大写本ボランティアグループ「のあざみ」(緑区) 拡			○	29			
99	拡大写本グループ WA(中原区) 拡			○	30			
100	横浜雙葉小学校母の会 拡大写本ボランティアグル ープ(中区) 拡			○	18			
101	ふきのとう 点字＆誘導友の会(山北町)				10			
102	鶴見ブラインドメイト「フルツ」誘 拡		○	○	60			
103	金沢こだまの会 誘 拡		○	○	80			
104	縄の実の会(旭区)				18			
105	点訳グループ野菊(栄区)				9			
106	KAMEの会(中区)				12			
107	点訳グループわ・か・ち(泉区)				5			
108	緑区点訳グループ「なづな」				11			
109	旭区点訳ボランティアグループてんとうむし				6			
110	点訳ボランティア点とうむし(泉区)				8			
111	拡大写本グループとんぼ(川崎市) 拡			○	21			
112	拡大写本ルーペの会(川崎市) 拡			○	53			
113	綾瀬市拡大写本奉仕会 ほたるの会(綾瀬市) 拡			○	8			
114	平塚音訳赤十字奉仕団(平塚市)				31	1	31	
115	風車の会(西区・録音)				13			
116	二宮町図書館録音ボランティア ハゼの実				9			
117	NPO法人デイジー横浜(戸塚区)				38			
118	相模原市拡大写本赤十字奉仕団 拡				54	1	54	
119	点訳ボランティアグループもなみ				8			
	計	12	18	9	17	4,558	17	1,606

連絡協議会名		団数
1	点 神奈川県点訳奉仕団(会)連絡協議会加盟団体	12
2	録 神奈川県録音奉仕団(会)連絡協議会加盟団体	18
3	誘 神奈川県誘導活動連絡協議会加盟団体	9
4	拡 神奈川県拡大写本連絡協議会加盟団体	18

グループ以外 1 団体所属

(資料 4)

主なライトセンター事業の推移

年度		H18	H19	H20	H21
登録者数		2,239	2,287	2,337	2,392
蔵書数	タイトル数	21,709	22,719	23,866	25,041
	巻数	151,153	159,348	167,249	174,916
図書貸出数	タイトル数	27,233	32,891	38,334	43,893
	巻数	121,733	120,124	111,620	104,127
録音雑誌貸出数	種類	132	142	152	150
	部数	58,603	61,511	61,413	61,932
相談件数		108	168	133	95
神奈川県視覚障害 援助赤十字奉仕団	団員数	770	770	782	774
県内	奉仕団数	118	118	117	119
スポーツ施設	登録者数	2,689	2,784	2,877	2,969
	利用者数	20,121	17,524	19,867	21,767
福祉一日教室	団体	111	105	98	106
	回数	171	138	134	139
	人数	9,306	9,440	9,023	8,096
見学者数	件数	125	109	113	135
	人数	1,794	1,505	1,596	1,919

2010/3/31 現在

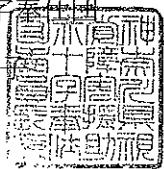
(資料5)

平成22年5月20日

日本赤十字社
社長 近衛 忠輝 様

神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団

委員長 間嶋 和



「神奈川県ライトセンター指定管理者」に関する
関心表明書

当赤十字奉仕団は昭和34年に日本赤十字社神奈川県支部の中で生まれ、以後活動の拠点は神奈川県点字図書館、神奈川県ライトセンターと変遷してまいりましたが、50年以上の長きにわたり赤十字の思想の基に日本赤十字社と一緒にして視覚障害者福祉向上に努めてきました。

このたびの標記事業に関し、神奈川県より公表されている指定管理者募集要項の諸条件及び、日本赤十字社の提案内容に大きな関心を持つものであり、継続して本業務への参画について積極的に検討しております。

そのため、本事業について日本赤十字社が指定管理者として選定された場合は、継続してライトセンターの運営業務に協力することを約束いたします。

もしも、日本赤十字社が指定管理者として選定されなかった場合は、拠点を日本赤十字社神奈川県支部に移します。

以上

3 支出計画書（様式3-1, 2, 3）

(様式3-1)

神奈川県ライトセンター支出計画書

1. 年度別支出計画（概要）案

区分	概算見積額（単位：千円）				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	222,688	220,688	221,688	222,688	222,688
事務費	51,268	51,168	51,068	50,918	50,768
事業費 新たな提案事業	40,340	40,440	40,540	40,640	40,790
	450	450	450	500	500
支出合計	314,746	312,746	313,746	314,746	314,746
自主財源	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
差引支出合計	282,746	280,746	281,746	282,746	282,746

★ 支出計画書を作成するにあたり、現在の指定管理期間は物品を自前で調達することで貢献してきましたが、次期指定管理期間においては、指定管理料を下げることで貢献したいと考え、自主財源を予算書に組み入れました。

※ 金額については、消費税込みの額としてください。

※ スクラップアンドビルトの考え方になら、既存事業や管理経費についてコストの削減、事業手法の見直しを効率的・効果的に行いつつ、指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案がある場合には、事業実施に必要な金額(消耗品費等を含む)を記載してください。

(様式3-2)

平成23年度支出計画案

区分	金額 (単位:千円)	備考
人件費	常勤給与・賞与	135,715
	非常勤給与・賞与	7,020
	各種手当	42,674
	法定福利費	31,914
	アルバイト賃金	5,365
	小計	222,688
事務費	消耗品費	4,500 事務用消耗品2,915
	事務機器等賃借料	4,455 事務機器等リース料2,181 ネットワークリース料2,274
	通信費	2,350 電話料1,166 郵送料730
	光熱水費	25,000 電気料12,000 ガス料金7,750 水道料5,250
	修繕費	3,000
	業務委託料	9,496 別紙様式4のとおり
	その他の	2,467 一般旅費246 職員健康診断294
事業費	小計	51,268
	点字図書館の運営	31,000 利用者システムリース料10,248 蔦書製作等6,702 逐次刊行物製作等8,972 図書の貸出(郵袋等)2,221
	相談、指導、訓練	1,640 乳幼児指導512 日常生活基礎技術等505
	スポーツ活動の振興	2,050 スポーツ教室の実施等1,140 体育振興事業116
	ボランティアの育成等	2,150 点訳講座481 録音講座285 誘導講座139 拡大写本講座140 ボランティア研修217 指導者養成講座199
	情報提供及び普及啓発	3,000 福祉教室1,211 機関誌の発行1,598 一日移動ライトセンター97
	地域活動支援業務	500 地域福祉教室300
	計	40,340
	新たな提案事業	450 ふれあい祭等の実施100 新たなスポーツの実施(例:ヨガピラティス等)200 地域ボランティア支援事業150
	小計	40,790
支出合計	314,746	
自主財源	32,000	
差引支出合計	282,746	

※ 備考欄に積算内訳をできるだけ具体的に記載してください。

(欄が不足する場合には、別紙を追加して記載してください。)

平成24年度支出計画案

区 分		金額 (単位:千円)	備 考
人 件 費	常勤給与・賞与	136,196	別紙様式3-3のとおり
	非常勤給与・賞与	7,020	
	各種手当	41,123	
	法定福利費	30,984	
	アルバイト賃金	5,365	
	小 計	220,688	
事 務 費	消耗品費	4,500	事務用消耗品2,915
	事務機器等賃借料	4,455	事務機器等リース料2,181 ネットワークリース料2,274
	通信費	2,350	電話料1,166 郵送料730
	光熱水費	25,000	電気料12,000ガス料金7,750水道料5,250
	修繕費	2,900	
	業務委託料	9,496	別紙様式4のとおり
	その他の	2,467	一般旅費246 職員健康診断294
	小 計	51,168	
事 業 費	点字図書館の運営	31,000	利用者システムリース料10,248 蔵書製作等6,702 逐次刊行物製作等8,972 図書の貸出(郵袋等)2,221
	相談、指導、訓練	1,640	乳幼児指導512 日常生活基礎技術等505
	スポーツ活動の振興	2,050	スポーツ教室の実施等1,140 体育振興事業116
	ボランティアの育成等	2,150	点訳講座481 錄音講座285 誘導講座139 拡大写本講座140 ボランティア研修217 指導者養成講座199
	情報提供及び普及啓発	3,000	福祉教室1,211 機関誌の発行1,598 一日移動ライトセンター97
	地域活動支援業務	600	地域福祉教室300
	計	40,440	
	新たな提案事業	450	ふれあい祭等の実施100 新たなスポーツの実施(例:ヨガピラティス等)200 地域ボランティア支援事業150
	小 計	40,890	
支 出 合 計		312,746	
自 主 財 源		32,000	
差 引 支 出 合 計		280,746	

※ 備考欄に積算内訳をできるだけ具体的に記載してください。

(欄が不足する場合には、別紙を追加して記載してください。)

平成25年度支出計画案

区分		金額 (単位:千円)	備考
人件費	常勤給与・賞与	137,046	別紙様式3-3のとおり
	非常勤給与・賞与	7,020	
	各種手当	41,131	
	法定福利費	31,126	
	アルバイト賃金	5,365	
	小計	221,688	
事務費	消耗品費	4,500	事務用消耗品2,915
	事務機器等賃借料	4,455	事務機器等リース料2,181 ネットワークリース料2,274
	通信費	2,350	電話料1,166 郵送料730
	光熱水費	25,000	電気料12,000ガス料金7,750水道料5,250
	修繕費	2,800	
	業務委託料	9,496	別紙様式4のとおり
	その他の	2,467	一般旅費246 職員健康診断294
事業費	小計	51,068	
	点字図書館の運営	31,100	利用者システムリース料10,248 藏書製作等6,702 逐次刊行物製作等8,972 図書の貸出(郵袋等)2,221
	相談、指導、訓練	1,640	乳幼児指導512 日常生活基礎技術等505
	スポーツ活動の振興	2,050	スポーツ教室の実施等1,140 体育振興事業116
	ボランティアの育成等	2,150	点訳講座481 録音講座285 誘導講座139 拡大写本講座140 ボランティア研修217 指導者養成講座199
	情報提供及び普及啓発	3,000	福祉教室1,211 機関誌の発行1,598 一日移動ライトセンター97
	地域活動支援業務	600	地域福祉教室300
	計	40,540	
支 出 合 計	新たな提案事業	450	ふれあい祭等の実施100 新たなスポーツの実施(例:ヨガピラティス等)200 地域ボランティア支援事業150
	小計	40,990	
自 主 財 源		313,746	
差 引 支 出 合 計		32,000	
		281,746	

※ 備考欄に積算内訳をできるだけ具体的に記載してください。

(欄が不足する場合には、別紙を追加して記載してください。)

平成26年度支出計画案

区分	金額 (単位:千円)	備考
人件費	常勤給与・賞与 137,548	別紙様式3-3のとおり
	非常勤給与・賞与 7,020	
	各種手当 41,229	
	法定福利費 31,526	
	アルバイト賃金 5,365	
	小計 222,688	
事務費	消耗品費 4,500	事務用消耗品2,915
	事務機器等賃借料 4,455	事務機器等リース料2,181 ネットワークリース料2,274
	通信費 2,350	電話料1,166 郵送料730
	光熱水費 24,850	電気料11,900ガス料金7,700水道料5,250
	修繕費 2,800	
	業務委託料 9,496	別紙様式4のとおり
	その他の 2,467	一般旅費246 職員健康診断294
事業費	小計 50,918	
	点字図書館の運営 31,200	利用者システムリース料10,248 蔵書製作等6,702 逐次刊行物製作等8,972 図書の貸出(郵袋等)2,221
	相談、指導、訓練 1,640	乳幼児指導512 日常生活基礎技術等505
	スポーツ活動の振興 2,050	スポーツ教室の実施等1,140 体育振興事業116
	ボランティアの育成等 2,150	点証講座481 録音講座285 誘導講座139 拡大写本講座140 ボランティア研修217 指導者養成講座199
	情報提供及び普及啓発 3,000	福祉教室1,211 機関誌の発行1,598 一日移動ライトセンター97
	地域活動支援業務 600	地域福祉教室300
	計 40,640	
	新たな提案事業 500	ふれあい祭等の実施100 新たなスポーツの実施(例:ヨガピラティス等)200 地域ボランティア支援事業150
支出合計	小計 41,140	
	314,746	
	32,000	
差引支出合計	282,746	

※ 備考欄に積算内訳をできるだけ具体的に記載してください。

(欄が不足する場合には、別紙を追加して記載してください。)

平成27年度支出計画案

区分		金額 (単位:千円)	備考
人件費	常勤給与・賞与	137,548	別紙様式3-3のとおり
	非常勤給与・賞与	7,020	
	各種手当	41,229	
	法定福利費	31,526	
	アルバイト賃金	5,365	
	小計	222,688	
事務費	消耗品費	4,500	事務用消耗品2,915
	事務機器等賃借料	4,455	事務機器等リース料2,181 ネットワークリース料2,274
	通信費	2,350	電話料1,166 郵送料730
	光熱水費	24,700	電気料11,800ガス料金7,700水道料5,200
	修繕費	2,800	
	業務委託料	9,496	別紙様式4のとおり
	その他の	2,467	一般旅費246 職員健康診断294
事業費	小計	50,768	
	点字図書館の運営	31,200	利用者システムリース料10,248 蔵書製作等6,702 逐次刊行物製作等8,972 図書の貸出(郵袋等)2,221
	相談、指導、訓練	1,640	乳幼児指導512 日常生活基礎技術等505
	スポーツ活動の振興	2,100	スポーツ教室の実施等1,140 体育振興事業116
	ボランティアの育成等	2,200	点訳講座481 録音講座285 誘導講座139 拡大写本講座140 ボランティア研修217 指導者養成講座199
	情報提供及び普及啓発	3,050	福祉教室1,211 機関誌の発行1,598 一日移動ライトセンター97
	地域活動支援業務	600	地域福祉教室300
	計	40,790	
	新たな提案事業	500	ふれあい祭等の実施100 新たなスポーツの実施(例:ヨガピラティス等)200 地域ボランティア支援事業150
支出合計	小計	41,290	
	314,746		
	32,000		
差引支出合計	282,746		

※ 備考欄に積算内訳をできるだけ具体的に記載してください。

(欄が不足する場合には、別紙を追加して記載してください。)

(様式3-3)

平成23年度 人件費内訳書

※以下の(例)により、詳細な人件費の内訳を記載してください。

職員数内訳 (所長 1名 常勤職員 26名 非常勤、日々雇用職員等 7名)

給与	100,679	千円
所長	単価422,200円×人数1人×12ヶ月＝	5,067 千円
常勤職員 (管理職)	単価338,500円×人数8人×12ヶ月＝	32,496 千円
常勤職員 (一般職)	単価267,200円×人数18人×12ヶ月＝	57,716 千円
非常勤職員	単価9,000円×人数3人×4日×50週＝	5,400 千円
賃金	5,365	千円
日々雇用職員(アルバイト)	単価850円×人数4人×3時間×293日＝	2,989 千円
日々雇用職員(アルバイト)	単価880円×人数5人×4時間×135日＝	2,376 千円
賞与	42,056	千円
所長	2,616	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (管理職)	15,047	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (一般職)	22,773	千円 (4.15ヶ月分)
非常勤職員	1,620	千円 (ヶ月分)
各種手当	42,674	千円
通勤手当	5,568 千円	役付手当 4,400 千円
扶養手当	1,740 千円	地域手当 11,338 千円
時間外手当	3,425 千円	住居手当 2,292 千円
退職手当引当金	13,911 千円	
法定福利費	31,914	千円

(様式3-3)

平成24年度 人件費内訳書

※以下の(例)により、詳細な人件費の内訳を記載してください。

職員数内訳 (所長 1名 常勤職員 26名 非常勤、日々雇用職員等 7名)

給与 101,055 千円

所長	単価408,000円×人数1人×12ヶ月＝	4,896	千円
常勤職員 (管理職)	単価342,400円×人数8人×12ヶ月＝	32,871	千円
常勤職員 (一般職)	単価268,000円×人数18人×12ヶ月＝	57,888	千円
非常勤職員	単価9,000円×人数3人×4日×50週＝	5,400	千円

賃金 5,365 千円

日々雇用職員(アバイト)	単価850円×人数4人×3時間×293日＝	2,989	千円
日々雇用職員(アバイト)	単価880円×人数5人×4時間×135日＝	2,376	千円

賞与 42,161 千円

所長	2,531	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (管理職)	15,244	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (一般職)	22,766	千円 (4.15ヶ月分)
非常勤職員	1,620	千円 (ヶ月分)

各種手当 41,123 千円

通勤手当	5,019 千円	役付手当	4,399 千円
扶養手当	1,230 千円	地域手当	11,330 千円
時間外手当	3,454 千円	住居手当	2,292 千円
退職手当引当金	13,399 千円		

法定福利費 30,984 千円

(様式3-3)

平成25年度 人件費内訳書

※以下の(例)により、詳細な人件費の内訳を記載してください。

職員数内訳 (所長 1名 常勤職員 26名 非常勤、日々雇用職員等 7名)			
給与	101,808	千円	
所長	単価408,000円×人数1人×12ヶ月=	4,896	千円
常勤職員 (管理職)	単価343,500円×人数8人×12ヶ月=	32,976	千円
常勤職員 (一般職)	単価271,000円×人数18人×12ヶ月=	58,536	千円
非常勤職員	単価9,000円×人数3人×4日×50週=	5,400	千円
賃金	5,365	千円	
日々雇用職員(アラバイト)	単価850円×人数4人×3時間×293日=	2,989	千円
日々雇用職員(アラバイト)	単価880円×人数5人×4時間×135日=	2,376	千円
賞与	42,258	千円	
所長	2,531	千円 (4.15ヶ月分)	
常勤職員 (管理職)	15,197	千円 (4.15ヶ月分)	
常勤職員 (一般職)	22,910	千円 (4.15ヶ月分)	
非常勤職員	1,620	千円 (ケ月分)	
各種手当	41,131	千円	
通勤手当	4,758 千円	役付手当	4,406 千円
扶養手当	1,230 千円	地域手当	11,432 千円
時間外手当	3,487 千円	住居手当	2,292 千円
退職手当引当金	13,526 千円		
法定福利費	31,126	千円	

(様式3-3)

平成26年度 人件費内訳書

※以下の(例)により、詳細な人件費の内訳を記載してください。

職員数内訳 (所長 1名 常勤職員 26名 非常勤、日々雇用職員等 7名)			
給与	102,176	千円	
所長	単価408,000円×人数1人×12ヶ月=	4,896	千円
常勤職員 (管理職)	単価345,300円×人数8人×12ヶ月=	33,149	千円
常勤職員 (一般職)	単価271,900円×人数18人×12ヶ月=	58,731	千円
非常勤職員	単価9,000円×人数3人×4日×50週=	5,400	千円
賃金	5,365	千円	
日々雇用職員(ア)バイト	単価850円×人数4人×3時間×293日=	2,989	千円
日々雇用職員(ア)バイト	単価880円×人数5人×4時間×135日=	2,376	千円
賞与	42,392	千円	
所長	2,531	千円 (4.15ヶ月分)	
常勤職員 (管理職)	15,247	千円 (4.15ヶ月分)	
常勤職員 (一般職)	22,994	千円 (4.15ヶ月分)	
非常勤職員	1,620	千円 (ケ月分)	
各種手当	41,229	千円	
通勤手当	4,758 千円	役付手当	4,405 千円
扶養手当	1,230 千円	地域手当	11,466 千円
時間外手当	3,510 千円	住居手当	2,292 千円
退職手当引当金	13,568 千円		
法定福利費	31,526	千円	

(様式3-3)
 平成27年度 人件費内訳書
 ※以下の(例)により、詳細な人件費の内訳を記載してください。

職員数内訳 (所長 1名 常勤職員 26名 非常勤、日々雇用職員等 7名)

給与	102,176	千円
所長	単価408,000円×人数1人×12ヶ月＝	4,896 千円
常勤職員 (管理職)	単価345,300円×人数8人×12ヶ月＝	33,149 千円
常勤職員 (一般職)	単価271,900円×人数18人×12ヶ月＝	58,731 千円
非常勤職員	単価9,000円×人数3人×4日×50週＝	5,400 千円
賃金	5,365	千円
日々雇用職員(ア)ハイト	単価850円×人数4人×3時間×293日＝	2,989 千円
日々雇用職員(ア)ハイト	単価880円×人数5人×4時間×135日＝	2,376 千円
賞与	42,392	千円
所長	2,531	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (管理職)	15,247	千円 (4.15ヶ月分)
常勤職員 (一般職)	22,994	千円 (4.15ヶ月分)
非常勤職員	1,620	千円 (ケ月分)
各種手当	41,229	千円
通勤手当	4,758 千円	役付手当 4,405 千円
扶養手当	1,230 千円	地域手当 11,466 千円
時間外手当	3,510 千円	住居手当 2,292 千円
退職手当引当金	13,568 千円	
法定福利費	31,526	千円

(様式4)

○ 委託予定業務一覧表

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けなければなりません。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託に係る予算額 (概算)	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方
庁舎保守点検業務	消防設備点検	消防設備の法定点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	838,000	指定管理業務開始前に、施設所在の市業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	プール水質検査・飲料水水質検査	プール水・飲料水の水質検査を定期的に行なう	専門的な機械を使用しなければ検査できため	334,000	指定管理業務開始前に、施設所在の県の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
敷地内除草清掃	敷地内樹木剪定	敷地内の植栽整備を行う	植栽整備の器具や大量の木材の廃棄物を運搬するための車輌が必要のため	801,000	敷地内の植栽が分かる業者から指名して価格が最も低い者を選定する

(様式4)

○ 委託予定業務一覧表

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきります。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託に係る予算額(概算)	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方
施設保守点検業務	建物の保守管理	給水、排水装置、空気環境装置、プール設備などの巡回点検及び定期点検、清掃。空気環境測定。害虫生息調査、防除など。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	3,266,000	指定管理業務開始前に、一般競争入札により価格が最も低い者を選定する
清掃業務	定期清掃	定期清掃、タイルカーペット清掃、空調装置吹出口、吸込口等清掃業務。	専門の機械と人手を要するため	545,000	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
廃棄物処理業務	一般廃棄物処理	一般廃棄物（可燃・不燃）、プラスティック、ミックスペーパー、段ボールの廃棄物を関係諸法令に遵守し廃棄する。	許可が必要で業務についての経験と専用の車両が必要のため	196,000	指定管理業務開始前に、施設所在の市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
警備業務	庁舎機械警備	警報装置による警備業務	開館帯における不審者、異常事態に備えるため	658,000	警報装置設置業者に依頼。警報装置は信用品のある業者を選定する
施設保守点検業務	電気工作物保守点検	電気工作物の巡視、点検及び試験などの定期的に行なう。電気事業法に基づく立ち会いなど。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	391,000	指定管理業務開始前に、施設所在の県の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	自動ドア保守点検	機械及び付属機器の点検調整、不時の故障の際の技術員の派遣、修理など。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	189,000	指定管理業務開始前に、施設所在の県の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する

(様式4)

○ 委託予定業務一覧表

委託を予定している業務について記載してください。このうち、県が指定する業務については、委託業務開始前にあらかじめ県から文書により承認を受けていただきます。

業務区分名	業務名	業務内容	委託を行なう理由	委託に係る予算額 (概算)	委託先選定方法、選定時期、選定方法の考え方
庁舎保守点検業務	電話交換設備保守点検	関連法規及び総務省令の端末設置するように基準に適合するよう技術基準にする。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	208,000	指定管理業務開始前に、施設所在市の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	プールバル装置点検	プールバル圧縮機の動作、運転電流、圧力の確認。フィルターーチェック。事故の際の技術員派遣、調整又は加工修理など。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	189,000	指定管理業務開始前に、施設所在の県の業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	舞台照明設備保守点検	舞台照明設備の点検、調整作動確認及び負荷絶縁抵抗試験など。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	226,000	指定管理業務の出来来る業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	舞台吊り物装置保守点検	舞台吊り物装置の点検、給油、調整、消耗品部品の取替業務。	免許及び専門的な知識を要する業務のため	311,000	指定管理業務の出来来る業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	プール濾過器点検	プール循環装置の作動、性能の点検及び調整。その他	免許及び専門的な知識を要する業務のため	336,000	指定管理業務開始前に、プール循環装置の出来来る業者の中から、指名して価格が最も低い者を選定する
庁舎保守点検業務	エレベーター保守点検	昇降設備のフルメンテナンス点検	免許及び専門的な知識を要する業務のため	1,008,000	設置から15年以上経過しているため、契約ではなく、フルメンテナンス契約の出来来る業者に依頼する